

平成30年舟形町議会
第2回定例会会議録

舟形町議会

平成30年舟形町議会第2回定例会会議録

招集年月日 平成30年5月29日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月5日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 加藤 憲彦

4番 佐藤 勇

9番 叶内 富夫

5番 奥山 謙三

10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成 30 年 6 月 5 日（火曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成30年舟形町議会第2回定例会第1日目

平成30年6月5日（火）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	危機管理室長	伊藤 茂 樹
副町長 庄 司 雅 人	総務課財政係長	八 歙 幸 仁
総務課長 伊藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長 小野 芳 喜	教 育 課 長	八 歙 照 光
健康福祉課長 叶内 範 夫	農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
住民税務課長 須貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬 子
地域整備課長 伊藤 武 美	監査事務局長	斉 藤 洋 一
農業振興課長 伊藤 誠 宏	選挙管理委員会書記長	伊藤 幸 一
会計管理者 相馬 昇		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	斉藤 洋 一	主 事	伊藤 優
--------	--------	-----	------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告
日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

開議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いしたいと思います。ご起立の上ご協力お願いいたします。国旗、町旗に礼。お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから平成30年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。1番伊藤欽一君、5番奥山謙三君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議しております。その結果について加藤委員長より報告を求めます。

8番 去る平成30年5月30日開催された議会運営委員会において、第2回定例会の会期について協議しました。ご報告します。平成30年舟形町議会第2回定例会の会期は、本日6月5日から7日までの3日間にすることにしましたので、ご報告します。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、6月5日から7日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告についても議案書の掲載のとおりですので、朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成30年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

先般、新聞に山形県の市町村別平均寿命の記事が出ておりました。それによりますと、県平均は男性が80.5歳、女性が87歳で、男性の1位は山形市で81.5歳、女性の1位は寒河江市で87.8歳でした。郡内の男性の1位は金山町で80.5歳、女性の1位は大蔵村で86.9歳でした。舟形町は、男性が79.9歳で、県内29位で下から7番目、女性は86歳で県内最下位でした。平均寿命とはゼロ歳時の平均余命のことで、平均余命は年齢によって異なり、実際に亡くなったときの年齢の平均ではないようで、その年の死亡率がこのまま変わらないと仮定した上で、その年に生まれた子供がその後何年生きるかを推計したものが平均寿命だそうです。今回発表されたのは、2015年に生まれたゼロ歳の赤ちゃんが、今の死亡状況が変わらなければ平均的に生きられるであろう年齢だそうです。いずれにしても、働き盛り世代の死亡率が高いため低い順位となっており、健康長寿100歳プロジェクトにより若い世代の検診の受診率を高めて、平均寿命を延ばしていかなければなりません。

そのような中、最上地区小学生陸上大会が開催され、男子リレーが優勝、女子が準優勝となり2年連続して県大会出場となりました。舟形町の将来を担う子供たちの活躍に感動です。

また、3日、4日とありますが、2日、3日とリングローの礎社長以下、新入社員5名と関係者総勢10名ほどが来社し、舟形町野で田植えを体験されました。私の長沢も方々と一緒に懇親会に参加してまいりました。秋には、社員総出で収穫に来るのが楽しみだとおっしゃっております。ふるさと納税に逆風が吹き始めた今、このような交流を通じて、舟形町のサポーターの裾野を広げていかなければと考えるところです。

さて、本定例会に提案します案件は、平成29年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告の1件と、一般会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算と予算の補正が2件、舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について及び舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてと条例の制定が2件、ロータリ除雪車の取得に係る物件購入契約の締結についてと、小型動力ポンプつき消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結についてと、物件購入契約の締結についてが2件、合計7件でございます。

提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 舟形町総合戦略推進会議について

急速な少子高齢化や、若い世代の地方から東京圏への流出による人口減少に歯どめをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある町を維持することなどを目的に、平成27年10月に舟形町総合戦略を策定いたしました。この、総合戦略を推進していくに当たり、広く関係者の意見を反映させるため、産業界・教育機関・金融機関・労働団体・メディアなどからなる舟形町総合戦略推進会議を設置しています。

3月22日木曜日にこの戦略推進会議を開催し、数値目標及びKPI、重要事業評価指標などから施策の成果、効果の検証を行い、それらをもとに舟形町総合戦略の改定案を作成しました。

(2) 地域おこし協力隊、集落支援員活動報告会について

3月26日月曜日、役場保健センター2階講習室を会場に、平成30年度とありますが、平成29年度地域おこし協力隊、集落支援員活動報告会が開催されました。当日は、地域おこし協力隊の長江亨隊員、渡部航隊員、集落支援員の有路正文支援員、矢野正支援員の4名がそれぞれの活動や所感、今後の目標について報告を行いました。

報告会には、町議会議員の皆様を初め、町内会長や町民の皆様のほか、町外からの参加者を得て、活動に対しての質問や今後の活動について応援する意見も出るなど、有意義な報告会となりました。

(3) 知事と若者の地方創生ミーティング in 舟形について

3月28日水曜日、株式会社リングローのご協力を得て、長沢集学校に吉村美栄子山形県知事が訪れ、知事と若者の地方創生ミーティング in 舟形が開催されました。

公募で集まった町内の若者10名は、それぞれの仕事や地域で行っている活動などの視点からさまざまな意見を述べ、知事からは最上地域は厳しい面もあるが、それ以上に素晴らしいものもある。それらを町民、中でも若い皆さんの力で舟形町の発展につなげていただきたいとのコメントをいただきました。

今回のミーティングをきっかけに、新たな輪が広がって町の元気や郷土愛につながっていくよう期待しております。

また、ミーティングに先立ち、いきいき企業訪問と題して株式会社キリウ山形の工場内部や製造工程を見学し、その後ほのぼの訪問と題して長沢内山いきいき水曜会を訪れ、地区の皆さんと100歳体操した後対談を行うなど、終始和やかな雰囲気での訪問となりました。

(4) デマンド型乗合タクシー出発式について

4月1日日曜日、星川タクシーが実施するデマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。町としては、この舟形町の新たな公共交通を町民の皆様のご意見に耳を傾け、実施主体である星川タクシーと緊密に連携をとりながら、よりよい制度にしていきたいと思っております。

また、デマンド型乗合タクシー運行開始を記念して、運行初日に舟形町観光物産センター内で出発式を開催しました。町議会議員の皆様をはじめとして関係各位、町民の方々から式にお集まりいただき、町営バスとのお別れとデマンド型乗り合いタクシーの門出をお祝いいただきました。

(5) 柿崎寿幸氏叙勲受賞伝達について

元舟形町町議会議員柿崎寿幸氏が、旭日単光章受賞の榮譽に輝きました。氏は町議会議員として昭和50年5月から昭和62年4月まで、連続3期12年の長きにわたり在職し、議会及び町行政の円滑な運営に尽力されましたことから受賞されたものです。榮譽をたたえるため、4月5日木曜日に、議長とともに本人へ伝達してまいりました。

(6) 東北電力新庄営業所協定締結式について

4月10日火曜日、舟形町役場3階会議室において東北電力新庄営業所と災害時の協定に関する協定を締結しました。締結内容は、災害情報の相互提供、官公署の優先的な復旧、復旧作業に必要な資材置き場、駐車場の確保等で、自治体が災害対策本部を設置した場合は、東北電力新庄営業所が本部に社員を派遣することとなっており、管内8市町村、尾花沢市、大石田町も同様に締結し、災害の際に万全を期することとしております。

(7) 長沢集学校1周年記念について

旧長沢小学校校舎を活用した長沢集学校が開校し、1周年を迎えました。4月12日木曜日、記念イベントとして報道関係、住民向けIT化事業計画発表会が行われ、リングロー株式会社の碓敏之社長から1年間の活動の報告や今後の事業展開が説明されました。長沢集学校甲州剛校長からは、この1年間の来場者は延べ約3,000人、舟形町、新庄最上地域の方々を中心に、小中学生と50代から60代の方々から多く来場していただいたことや、今後もIT事業を通してこれまで以上に地域づくりに参加していきたいこと、菅原教頭の就任などの報告がありました。

また、町民の利用者を交えたトークショーが開催され、長沢集学校に来ることが自分の癒しのひとときであるなど、長沢集学校が地域に根差した施設として広がりを見せていました。

(8) 舟形町豪雪対策本部解散について

1月24日水曜日、堀内農村環境改善センターの観測地点で1メートル50センチを記録したため、豪雪対策本部を設置し、2月13日には同観測地点で3メートルの積雪を記録しました。町に残っている記録では、昭和55年の西又での2メートル87センチを超え、史上最大の豪雪となりました。舟形町の被害状況は、人的被害は重傷1名、軽傷3名。農作物被害は郡内で舟形町のみで31万5,000円。農林水産業施設ではビニールハウス等全壊11件、半壊7件、堆肥舎の全壊1棟、推定被害額では1,411万2,000円であります。また、3月2日の暴風雨による被害は、住宅屋根の屋根材損傷が3件、倒木等による被害が2件、小屋等非住居屋根の屋根

材等の損傷が9件となっております。

4月13日金曜日、町内の観測地点で全てで雪がなくなり、また融雪災害の発生もないことから、豪雪対策本部を解散しております。

(9) 最上小国川未来振興機構代表者会議について

4月26日木曜日、中央公民館で代表者会議が開催されました。この振興機構は関係機関や団体、最上町、舟形町、小国川漁協、山形県並びに最上町及び舟形町で地域振興に主体的に取り組む団体等が連携して、最上小国川流域の地域資源を生かした活動や交流に取り組むことで、地域の振興を図っていくもので、代表者会議では昨年度の事業実績と決算及び今年度の事業計画と予算が協議されました。その中で、今年度の新規事業として「(仮称) 鮎釣り甲子園大会」を開催することを決定し、流域に暮らす高校生に鮎釣りを通して郷土愛を育むとともに、歴史文化や清流のすばらしさを感じてもらうことにより、地域の魅力や課題に対する意識の醸成を図っていきます。今後、8月5日日曜日の開催に向けて各団体の協力を得ながら、呼びかけ等準備を進めていきます。

以上、9件について行政報告を申し上げます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第6 一般質問

議長 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

5番 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。質問の主題は、「危険と想定される空き家（特定空き家等）対策を問う」と題して行います。

舟形町老朽危険空き家解体補助金は、これまで一度も利用されたことはありません。その理由として考えられるのは、町民税所得割非課税世帯のみが対象、補助額（率が少ない）、周辺環境への悪影響については対象外とされてきました。

町では、平成30年度主要施策に舟形町空き家除却補助金の要綱を全面改正し、利用しやすい補助金にしました。改正のポイントは、要件の緩和、補助額の増額等となっています。今回の改正により危険と想定される空き家（特定空き家等）平成29年11月10日調査時点で、舟形町には13件ありますが、具体的に解体が進むとは考えられないと思います。

今後、解決に向けて町が考えている内容に1、町空き家等の適正に関する条例の改正を検討。その目的は緊急安全代行措置を可能とするため、時期としては平成30年から31年度中ということになります。第2点が、町空き家等対策計画の策定を検討、平成30年から31年度中に実施という計画のようであり、第3点が、町空き家等対策協議会の設置を検討、平成31年

から32年度中に実施の計画のようであります。3項目について検討し、実行策を進めるものと思いますが、危険と想定される空き家（特定空き家等）について代執行措置も含めた具体的な解決手順を質問します。以上です。

町長 それでは、5番奥山謙三議員の危険と想定される空き家対策を問うについての質問にお答えいたします。

まず、今回3月に補助要綱を改正しておりますが、これにつきましてはことしの豪雪での空き家の状況を考慮し、より多くの方が補助要件に該当するよう名称を舟形町老朽危険空き家除去補助金交付要綱から舟形町空き家除去補助金交付要綱に改め、その改正内容といたしましては補助対象者の町民税所得割非課税世帯という要件を外し、補助額上限を50万円から100万円に引き上げ、さらに附属建物等を対象とし、その補助額は対象費用の2分の1、50万円を限度としております。また、町内の45歳未満の町民の方及び移住を希望する方が、空き家を取得し解体して新築する場合も補助対象としたところです。

要綱改正後の状況といたしましては、管理不全空き家の住宅2件、3月の強風により屋根が剥がれた小屋1件の補助金申請を受け、交付決定をしております。そのほか、附属建物つき老朽危険空き家2件、老朽危険空き家1件、老朽危険附属建物1件、管理不全空き家3件の計7件の相談を受けており、7件のうち4件は平成29年11月調査時点の老朽危険空き家になります。その後、相続やその他諸事情により正式な申請を受けておりませんが、1件は業者に解体費用の見積もり依頼をしているところを確認しております。

次に、5番議員のおっしゃる特定空き家等についてですが、特定空き家とは空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において、そのまま放置されれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るため、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいうと規定されております。詳細については、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針で明示されております。

特定空き家等の判断につきましては空き家等対策計画を策定後、空き家対策検討委員会で協議し、空き家等対策協議会から意見を聞き、判断することになっております。当町では、計画、組織ともございませんので、老朽危険空き家としております。

行政代執行の流れとしましては特別措置法に基づき特定空き家と認定し、助言指導を行い、それでも状態が改善されない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合は命令を行い、命令に応じない場合は行政代執行となるわけではありますが、勧告を行った段階で固定資産税の住宅用地特例が解除、いわゆる軽減措置がなくなることとなりますので、現状固定資産税未納の所有者もいる中、さらに未納額がふえる可能性も出てきます。また、構造、大きさ、その他

の条件により違いますが、1坪当り5万円から8万円程度の解体費用の負担ができなく除去しない所有者もおりますので、行政代執行を行った際、解体費用を回収できないという問題も発生してきます。回収できない場合は町負担となりますので町民の方からご理解が得られるのかという問題と、行政代執行を行って除去した際、所有者より損害賠償請求の訴訟を提起される可能性も想定されます。

先ほど述べましたように、改正後は数件の申請がありますので、所有者自身みずから解体していくことを進めることが、まず最初だと思います。さらに、町内会長さんや民生児童委員さんと連絡を密にし、空き家が出た場合、空き家空き地バンク制度に登録していただく等、空き家が出ないよう努めてまいりたいと思います。今後とも、この補助制度の周知徹底、解体の促進を図りつつ、引き続き緊急の危険を回避するための緊急安全代行措置の条例改正や行政代執行ができるような制度確立を、引き続き検討してまいりたいと思います。

5番 まず最初に、このたび提示しております空き家対策事業、舟形町空き家除却補助金の改正ポイントの中に、要件の中に舟形町空き家等の適正管理に関する条例第6条に規定する助言指導の対象であり、所在する地域の町内会長、民生児童委員及び町長が除却に同意した建物とありますが、大分町内会長、民生委員の方々の意見というものがどういう形で出てくる、要するに除却しなきゃだめだという物件において、町内会長さんなり民生委員の方々の意見を聞いて、さらには最終的には町長が判断して決定していくという形なのか。それとも町内会長、民生委員がどの辺まで権限があるのかというか、責任があるのか。要するに、回答の中にも損害賠償請求された場合云々という文言があったわけでありますので、この辺について町としてどういう考えで町内会長なり民生児童委員の方々にお願いをしているのか、詳しく説明をお願いします。

町長 5番議員のご指摘されたことについては町内会長会議、さらには民生児童委員の会議の中でもご指摘をいただきました。それで、町内会長さんと民生児童委員の方々の同意ということで、主に明示した理由といたしましては、行政側がその危険空き家についてどこまで知り得る情報があるかという、なかなか難しいところがあるものですから、やはりその建物に対する相続であったり親族であったり、そういった情報をお聞きするということが一番の目的でございました。民生児童委員さんについても同様でございまして、そこに住んでいられた方がどういう状況なのかをお聞きするというのが目的でありました。

ただ、その同意をとる際に印鑑を必要とするというところがありまして、その点について町内会長さんなり民生児童委員さんの方からも、そこまでの責任はあるのかということいろいろとありましたので、その点については町としては今言ったようなことで、町が単独で行った場合について、そのことが結果として地域の方から、そのうちとか息子とかどこどこさ行っていてその方はお金持ちなのさ、なして町でそういうことをするんだというご指摘

を、受けるようなことがないようにということで、本当に資産的なものとか、そういったものがないのかとか、そういった建物に対する情報をお聞きしてということで、それを町で補助金を出したときに、地域の方々から苦情等が出ないようなという意味での同意ということであったんですが、そういうところがうまく伝わらなかったものですから、聞き取りをして同意というか、お話を聞いた上で大丈夫だということで、最終的には町長の判断で補助金を出します。そのことについての責任は町にあるということですので、町長の責任ということになります。

5番 一つ一つ確認していきますが、そうしますと同意ということは町内会長なり民生委員の方には求めないということですね。そうしますと、除却、要するにあそこの建物を除却するよというときに、町で判断して単独で進めるという形になるのか。要するに、言いたいのは簡単に言えば、31年、32年度中に設置を云々とありますが、町は空き家等対策協議会の設置、これがないと除却ということは町では進められないと思います。そういうものもない中で、町単独で除却を進めるというのは難しいのではないかなと思いますが、町長、どうですか。

町長 先ほどの答弁でも申し上げましたが、この補助金というのはあくまでその所有者、それに関する親族等が壊したいということがあったときに、町で壊すことを勧める意味で補助金を出すということが、先ほど申し上げた30年度に創設された補助事業であります。

後段のほうといいますか、先ほど質問にありました町空き家等の適正に関する条例の改正等を検討するというのは、強制、要は行政代執行を可能にするための手続関係でありまして、先ほど申し上げた要綱とはまた一線を画している状況です。そのことについては、まず町としては第一段階として、所有者が自分でみずからその除却をできるようにすることが目的でありますので、さらにその中でもやはり所有者が不明だということとか、そういう建物が残る場合があります。そういったものについては、先ほど申し上げた30年から31年で条例というものを作成し、さらに計画をつくり協議会をつくることで、これは代執行してもいいんですよということになるわけなんですけど、代執行した場合の費用負担については所有者の方の負担になるということもありますし、さらには更地にした場合に固定資産税が上がるということも出てきます。そういったことの問題もクリアするということが、30年からの検討事項として一つ持っていますよということになります。

5番 今回の質問につきましては、危険と想定される空き家13件についての質問でありますので、ここを中心にして再質問を行っていきたいと思います。

まず最初に、今後の検討事項のスケジュールの中に、30、31年度中に町空き家等の適正に関する条例の改正を検討ということで、国のガイドラインにはもう既にきちっとした内容で進め方の基準が載っているわけでありまして。最終的には、これら国のガイドラインに沿った形で、条例の改正なりさらには町空き家等対策計画の策定、これを進めながら町空き家等対策

協議会の設置というところに進んでいかないと、なかなか危険空き家の除去というところには進んでいかないとと思いますが、このスケジュール等にとった形で、町長としては進めるという強い考えがあるのかお聞きしたいと思います。

町長 先ほども申し上げたまじとおり、13件の老朽危険空き家のうち、今回の補助金の中で除却するという家屋もございますので、そういったところをまず見た上で、さらに状況を見て必要なものは国のガイドラインに従って、その点については進めていかなければならないということで町では考えておりますので、それをしたからガイドラインに従う行政代執行ができるようなシステムをつくらないということではありませんので、しっかりとまずは町で考えた方法のものを見ながら、さらに必要とあらばそちらにもしっかりと対応していきたいという2段階の考え方でございます。

5番 いずれにしても、今現在舟形町では特例特定空き家等という表現が使えないという状況は、対策協議会で検討されていないということが原因なのかなと思いますが、今後そういう組織をつくりながら行政代執行、代執行等を行えば、国及び都道府県等は空き家等に関する対策の実施に要する費用について補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるといった文言がガイドラインに載っておりますので、これらを利用して進めるということについては、町長の考えはどうか。

町長 やはり、そういうことが必要になれば、そういった交付税なり補助金がもらえるものを使わないことはないと思いますので、まずそれをやっていきたい。ただ、先ほど申し上げたまじとおり、行政代執行したときの問題点もあります。さらに、他の自治体の中では勧告した段階で固定資産税の免除の部分が解除され、高くなる場合もあります。そういったところの手当ても講じながら、やっている自治体もございます。いずれにしても、その状況をよく見た上で、そういったことに取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、老朽危険空き家という文言ということで、特定空き家と違いますよということを、呼び名とはそうなんです、いずれの目的にしてもやはり危険空き家等を放置しないという方針が大事かと思っておりますので、いずれにしても2つの方策の中で、できる限りそういった危険な空き家を放置しないよう取り組んでいきたいと思っております。

5番 今回の改正によって、13件のうち4件の危険と想定される空き家が解決に向けて今やっている、動いてきているということについては非常によいという感じがしますが、ただ特定空き家等については、やはり住んでいる方々にとっては安全安心という観点からすると非常に景観も損ねるし、さらにはそこに動物等がすむということもありますし、さらにはその建物から飛んでいったものが隣近所に影響を与えるということも考える中で、早期に解決を図らなければならないという物件もあるわけでありまして、これについてはやはり思い切った形で早急に進めていかないとだんだんと壊れていって、さらには地域の方々に迷惑をかける

ということも考えられるわけでありますので、本当に危険なところについて早急に進めると
ということについての考えを、もう一度お聞きしたいと思います。

町長 制度的なものについては、そういうふうに粛々と進めていきますが、ただこの条例もしくは
は計画、協議会がつくられて勧告とか命令を出したにしても、直ちにそれが除却にすぐにと
いうところにはならないので、やはりいずれにしても、その所有者の方といろいろお話をし
ていくということの時間的スケジュールは必要になります。そういったところを踏まえなが
ら、今現在もそのように努めておりますし、ことしつくりました補助金というのもその方々
にもこういう補助金があるのでということでお話をしておりますので、ぜひそういった形
の中で、いずれ先ほどの答弁と重なりますけれども、危険空き家を出さないということがまず
第一だと思っておりますので、いずれかの手法の中でいち早くそういった問題が解決できる
ように取り組んでまいりたいと思っております。

5番 危険と想定される空き家13件のうち、具体的には4件進んでいる、そしてまた所有者と連
絡がとれているというのが13件中何件くらいあるんでしょうか。

町長 私のほう方の資料ですと、今のところ13件中13件とも所有者と連絡はとれる状態にあるよ
うです。ただその連絡をとっている方の資産の状況、家計の状況等があり、それがすなわち
すぐに解決に結びつかないというのがやはり現状だと思いますし、そういったところ、もろ
もろの法律的な問題等もありますので、確かに迷惑的な建物でありますけれども、そういっ
たところを、特に冬なんかは何回も雪の関係でその家屋の方々に連絡をしておりますので、
そういったところをしっかりと今後も対応していきたいと思っております。

5番 そうすれば、13件の方々と連絡がとれているとすれば、こちらで壊しても請求はできるわ
けでありますので、解決は早まるんじゃないかなと思いますが、この辺についてその人がい
ろいろな条件で払えない云々はあるにしても、請求する権利としては相手がきちっとわかっ
ているわけなのでできるかと思えます。もしかしたら、その方々から回収できないケースも
発生するかもしれません。であるにしても、連絡がとれているとすれば、やはり強制的に解
体というものも進められると思いますが、この点どうなんでしょう。

町長 先ほども申し上げましたが、強制的にする代執行については先ほど言ったとおり、条例改
正をしながら計画書をつくり、協議会の中で判断し勧告、命令という形になります。そうい
った中で、一方的に行政側だけで解体ができるということではありませんので、その点につ
いて誤解のないようにだけお願いしたいと思いますし、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、
いずれにしてもやはり所有者の方が、しっかりとまず壊していただくということをでき
ない場合等についての検討についても、そういったことをやっていかないと、町で全ての空
き家等についての解体をするということになったときの費用等も考えたり、先ほど申しまし
たとおり、裁判を起こされたりするという問題もありますので、その点については慎重に対

応しなければいけないというのが、今のところの現状であると認識しております。

5番 大変申しわけありません。私の質問の仕方がまずかったようであります。要するに、相手とコンタクトがとれているのであれば、今の状態では非常に危険であると、かといって所有者が壊せるだけの費用がない。じゃあ、町でかわりに壊すからかかった経費については分割でも何でもいから払ってくれよという、要するにお互いの合意ができたときからそういう解体を、最初は町の経費で払わざるを得なくなるかもしれません。

であるにしても、あとからもらうような形で、分割でもいからもらうような形で進めれば、この除却ということについては早まると思いますが、まるきり所有者と連絡がとれなくてももうどうしようもないという案件であれば、これはなかなか進めるのも難しいと思いますが、連絡がとれているとすればこの辺の協議の中で除却ということについては進めることは可能かと思いますが、この辺についてどうですか。決して町で払えと言っているのではありません。お互い、町と所有者で共有して、一旦町で払うようになるかもしれませんけれども、あとからもらうという形での除却という進め方はできないのか。

町長 確かに、一般論としていけばそういう形になります。ただ、多くの方々の状況を見ますと年金暮らしであるということの中で、そういったものについて出せないというお話を受けることのほうが多いようです。そういったところを踏まえながら、やはり分割でもいいということなんですが、先ほど言いましたとおり約300万円ぐらいかかります。その費用について分割しても年金暮らしの中でどのくらい払えるんだということになり得ると思いますので、そういったところについてはいろいろ話を進めては、今までもおりましたけれども、なかなか進まないというのが現状だ、ところでございまして、そういったところを踏まえて町での補助率の上限額を上げたりということをやっているわけでございまして、その条例づくり、計画をつくり、協議会をつくり勧告、命令という中で、それが瞬時に進むということではないようですので、その点についてはやはり個別にいろいろとその方と交渉していかなければいけないということがございますので、その点については議員さんのおっしゃることは当然でありますけれども、そういったこともできない現状も一つ、今のところとしてはあるようでございます。

5番 視点を変えてもらいたいなと思うのは、危険空き家の隣近所に住んでいる方々の安全安心というものも考慮していかないと、このことについての除却というのはなかなか進められないと思います。そういった中で、どこがこのことについて担っていくのかとなれば、やはり行政しかないだろうと思います。その行政の中で制度的にそういう指針等にとった形で、代執行が可能となるような手順で制度設計をしながら進めていく、これがひいては町民の安心安全にも、住んでいる方々が、町長が言っている満足できるような舟形町ということにつながるかと思えます。

そういったことを考えていくと、やはり町というところでやるべき時期に、もうそろそろ来ているという感じがしますが、今後時間はありますけれども、スケジュールにのっとった形で制度設計をしながら代執行を進める形での考え方を進めるのか、いま一度確認をしておきたいと思います。

町長 先ほど答弁申し上げましたとおり、2つの考え方で進めてまいりますので、予算の内示会で示した資料のとおり、しっかりと1つは町の独自の補助金で空き家の解体が進むよう、さらには国のガイドラインに従って、代執行もできるような手続等についても検討して実施してまいりますので、その点についてはしっかりと対応していきたいと考えております。

5番 ぜひ、隣近所に住んでいる危険と想定される空き家の隣近所等の生活を考えれば、やはり非常に心配だろうと思っております。そういったところで、やはり早目に今後余り時間を置かず、その解決に向けた形で進めていきたいということを強く要望いたしまして、一般質問を終わります。

議長 以上をもって奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

6番 それでは、さきの通告に従いまして2点についてご質問させていただきます。

まず初めに「地域で子供を守る取り組みを」と題してご質問いたします。

少子高齢化が進展する中、子供は地域の宝と言われ、これまでも増して貴重な存在になっていると思います。このような状況の中、次代の担い手の命を奪う痛ましい事件や事故が各地で起こっており、先日新潟県でも痛ましい事件が発生してしまいました。県内でも通学路で不審者に声をかけられるなどの事案が、3月以降10件以上確認され、本町においても同様のケースが報告されており、弱者を狙った卑劣な犯行に地域が一丸となって取り組む対策が必要と考えます。

子供たちには、何かあったら大声で助けを呼ぶなどの指導をしておりますが、危険だと思ったときには手おくれであり、犯罪から身を守ることは困難であると思います。危険な目に遭わないための策として子供、親、地域住民一体での地域安全マップ作製が普及しております。このような地域を巻き込んだ取り組みについて町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「交流人口増加策で町活性化を」と題してご質問いたします。

本町の交流人口創出の核となっていた仙台市の中学校教育旅行も11年の長い歴史を閉じ、昨年を最後に終了しました。受け入れ環境が課題であり、時代の流れと一言で片づけてしまうには非常に寂しい思いもあり、残念に感じております。

生徒たちの滞在期間は短期間ではあるものの、一時的に町もにぎわい明るく和やかな雰囲気にも包まれた時間は、子供たちにとってももちろんのこと、受け入れ家庭にとりましても思い出深い時間であったものと思います。また、交流事業を通して町特産品のPRも兼ねた産直まんさくによる販売も好評であり、本事業が本町にもたらした効果ははかり知れないものがあ

ると推測されます。今後とも、人口減少を食いとめることが不可能な現状において、交流人口による一時的な町のにぎわいから、町の活性化に結びつけられるような交流人口の増加対策を講ずる必要があると考えます。町長のお考えをお伺いします。

町長 それでは、斎藤好彦議員の地域で子供を守る取り組みについての質問にお答えします。

先般、新潟県におきまして下校中の小学2年生女子が犯罪被害に遭うという痛ましい事件が発生しました。山形県内では、ことし3月以降4月末まで腕をつかまれたり、車に誘われたりするなどの声かけ事案が65件発生しています。最上郡内でも、新庄市内や金山町でもこのような事案の発生がありました。現在、不審者による声かけ事案に対する指導を含め、小学校では登下校における安全確保のために、日常的な指導のほかに次のような取り組みを行っております。

1つ、4月の年度初め、スクールバスに教員が同乗し、登下校の安全指導を行っております。2、月1回、原則毎月1日なのですが、いのちの日として挨拶運動を兼ねて各地区に教員が立って安全指導を行っております。PTAの校外生活委員の方々にも協力していただいております。3、不審者情報が入ると、各担任から児童生徒へ指導を行い、保護者の方々には学校からメールを配信し、注意の呼びかけを行っております。このメールによる配信内容は、中学校でも同じように行っております。4、4月の交通安全教室において、新庄警察署署員、舟形町駐在所の方々から、声かけ事案への対応の仕方を指導していただいております。5、子供が何かあったときに駆け込むことができる子供110番の依頼と保護者、児童への周知を行っております。6、長期休業前には各地域ごとに地区子供会を開催し、各地区の校外生活指導員より安全指導などを行っております。7、登校班を編成し集団登校させ、定期的に下校指導を行い、課題をつかんで指導に当たっております。入学当初の1年生の下校は安全なところまで担任及び担外が引率し、具体的な安全指導を行っております。

さて、地域安全マップにかかわってですが、小学校では学区外の災害や交通安全等の危険箇所マップを作成しております。また、教職員とPTA校外生活委員会が点検、把握し町内会とも相談して場所を確認して看板を設置し、安全を呼びかけ事故防止に努めています。

町としては、学校教育の安全管理面において児童の意識の高揚を図り、安心安全な環境づくりを推進するため、年2回いのちの日に合わせて民生児童委員や防犯組織等と連携し、挨拶運動も実施しています。また、地域の方々が学校のためにさまざまな提言をしたり、支援をしたりする学校運営協議会が平成29年度に組織されました。今年度は5月5日に第1回学校運営協議会が開催され、下校時の見守りや下校後の遊びの見回り、学校行事への積極的参加、学びやすい環境づくり支援などに取り組んでいくことなどが出され、具体化に向けて動き出しております。今後は、さらに警察、学校、PTA、地域、防犯組織等と連携を図り、場所や日時の拡大、継続的な巡視など、児童の安全や事故の未然防止に努められるよう検討して

まいります。

次に、交流人口増加策で町活性化策をについてのご質問にお答えします。

昨年までの11年間、仙台市内の中学校を中心として、延べ約3,000人の生徒が教育旅行を通じて舟形町を訪れていただきました。この受け入れ事業により、今までもそしてこれからも我が町へのリピーターとしての来訪を一層促進される事業であったものと思います。また、受け入れ家庭の方々におきましても、地域外の人と交流することで我が町のよさを再認識する機会にもなり、地域活性化の推進と交流人口の増加につながる事業と考えていました。

交流人口を拡大して町の活性化につなげることは、第6次舟形町総合発展計画の中でも町民参加による観光まちづくりの推進、町民の観光意識の醸成、訪問満足度の向上を掲げ取り組んできましたが、昨年度に行ったアンケートにおいて受け入れ家庭の高齢化などの事情により、受け入れが困難であるという結果が大半を占めている状況で、教育旅行の継続は難しい状況でありました。

議員ご指摘のとおり、受け入れ環境が課題であり、事業が終了に至ったことは私も非常に残念に思っております。今後は、舟形町には国宝土偶縄文の女神や自然と調和した数多くの観光施設があり、それらを活用しながら東京都港区麻布地区と毎年実施しているサマースクールの受け入れ事業などを中心とした、本町着地型の都市交流事業を推進していきたいと考えています。

また、地域農産物や特産品などを、都市において物販交流イベントやふるさと納税の寄附者などを通じて、地域内外の交流拡大を促進していきたいと考えています。

さらには、フェイスブックなどを活用した町の情報発信機能を強化し、舟形町への来訪者の増加を図るとともに、情報交流人口の増加が進めば刺激となって地域経済の需要増加、人口流入促進などの効果を期待しているところです。今後は、アンケートの結果から受け入れを続けていきたい世帯約20戸に応じた、生徒数約100人程度の教育旅行を希望する学校の存在調査や、教育旅行を担っている舟形町田舎まるごと体験実行委員会のご意見を参考にしながら、今後の交流人口増加策につなげていきたいと考えております。

6番 それでは、二、三、再質問させていただきます。まず初めに安全、子供たちの見守りの件ですが、先ほど壇上から申し上げましたが、子供たちを対象にした犯罪、犯罪未遂も大分ふえてございます。今までは人口が多い都市の問題かなと思っておったんですが、ここに来てそんな安堵している場合じゃないという感じもしてございます。先ほど申し上げました3月15日の町内での件ですが、私は新聞で知りましたが、これに対して町、教育委員会はどのように対応したのかお伺いします。

町長 その点については教育委員会で答弁をさせていただきたいと思っております。

教育長 本町の事案につきましては、中学校の女子でございました。声をかけられて乗っていか

ないかということの事案でございましたので、それを保護者から学校に連絡いただきまして、すぐ配信という、今小中ともマメールですか、そういったシステムがございますので、それで全てに呼びかけた、小中全てに呼びかけた。当然、警察等にも連絡を行ったという処置でございます。

6番 そうしますと、そのメール配信によって保護者の方にお知らせをしたということであって、その後子供たちを対象にこういうことがあったので注意をなさいと、改めてのそういう指示とか指導はなかったということですか。

教育長 そういう事案があれば、当然学校の中では担任を通して指導を行うということになります。それが、さっき出ているような7項目のほかに、授業の中で必ず指導を行っていくと。もし、長期休業中等であればこれはどうしようもないので、やはりさっきのメールの中で詳しく指導内容等を通知していくとなります。

6番 数字で申しわけないんだけど、私は新聞でしかそういう事案は知りません。私は新聞では3月以降11件という情報ですが、答弁書で65件という膨大な数字でございしますが、この数字につきましてはどこからの情報であって、それは65件について全て保護者の方に周知をしているのか、そのあたりをお伺いいたします。

町長 その件については、教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

教育長 今の件ですけれども、65件というのは年間1月から4月までの県の件数になります。3月以降なんですけれども、3月以降については郡内では11件、議員さんのおっしゃるとおり、11件になっております。

6番 わかりました。つまり、65件は1年間だということです。わかりました。済みません。

質問を変えますが、私がこの質問の中で申し上げた地域安全マップというのが普及しているということでしたので、それを何とか普及させたらどうかなということで提案しているものでございますが、これにつきましては町長も御存じかと思いますが、危険な目に遭わない策ということで、遭う前の策ということで、立正大学の犯罪学の教授が犯罪機会論というものを応用して考案したこのマップなんです、これはマップをつくるものづくりではなくて犯罪に遭わない、被害に遭わない能力を向上させる人づくりだよと、教授が言ってございます。そのあたり力点を置いて、この安全マップを作成をどんどんと推し進めてはどうかと私は思っているところでございまして、答弁書の中で私は地域一体となって取り組みが重要である、大切であるという質問をしてございますが、答弁書の中では地域ぐるみでのとりくみといいますか、そういうものが全然見えてこないようですので、このあたり、地域ぐるみという点が重要かと思っておりますので、町長の見解をお願いします。

町長 その点につきましては、町でも平成19年に地域ぐるみの学校安全体制整備推進モデル事業ということで、3つのポイントに合わせて取り組みをしております。

1つは、学校での取り組みということで、不審者侵入者に対する対応。それから声かけに対する対応の訓練、それから防犯教室や防犯ブザーの使い方の講習、さらには2つ目のポイントとしましては保護者、地域団体、機関の安全活動の推進ということで、子供安全見守り隊の設置、さらにはその指導、パトロールということ。さらに、緑色の地域安全見守り隊というマグネットシートをつくりまして、そういったものを配布しているという現状がございます。3つ目のポイントとして、地域ぐるみの安全活動の推進ということで、おはよう運動と もう一つは子供110番、何かあったとき駆け込むということで現在39カ所ございますが、その中でも先ほど言われました危険箇所の点検と地域安全マップということで、平成19年から保護者、地域の方々に主に声かけ事例ではなくて、通学路の交通安全であったり自然環境的にこの部分はこういうふうには危ないよというところをつくって、マップをつくっております。そこをさらに発展的に声かけ事例等の問題等を少し入れながら、つくっていくのがいいのかなというところでございまして、今のところ交通安全、自然条件等の地理的条件等の危険箇所のところについては、先ほど申し上げましたとおり、看板を立てたりということで子供たちに注意を促しているところでございますので、先ほど言われましたとおり、声かけ等防犯の対策の危険箇所、過去にあった事例をその危険マップに入れ込むなど等の措置を考えていければなと思っております。

6番 今の町長の答弁の中で安全マップという言葉が出ましたけれども、私が申し上げた地域安全マップというのもあるわけですか。つくっているわけですか。この答弁書を見る限りではそれが見えてこないだけけれども、危険箇所マップというのはあるだけけれども、それとは別に私が申し上げたような安全マップというの作成済みなんですか。

町長 それでは、その点について教育委員会から答弁させていただきたいと思っております。

教育長 地域安全マップというのをつくっておりません。ここに、答弁書にありますように、学校の中では危険箇所マップという名称でつくっておるものでございます。先ほど町長が申したとおりでございます。安全マップというのが、先ほど地域安全マップというのが議員さんおっしゃいましたように、子供の視点だとか保護者の視点、地域の視点、それを実際に歩いてここが危ない、都会でいきますと公園のよく子供たちが遊ぶ、そういった中のちょっとした茂みがあるとすると、子供たちの視点でこの茂みの後ろに不審者がいるあるいはいそうですという、子供たち自身の手書き等で注意を呼びかけていく。そうやって地域のマップをつくり上げるというのが地域安全マップだとお聞きしております。

それを生かして地域ごと、さまざまな人たちにその取り組みを、もっと情報等入れながらあるいは対策お願いしながらつくっていくということで、先ほど議員さんが言われたような意義もあるんだと思っておりますが、我々はやはりまずは交通安全である、一番は。それから自然等の危険箇所であるというところで来ました。それに付随して、時々やはり不審者

情報が入ってきますのでそういった視点で注意を呼びかけていくということでやってきておりますので、まずは危険のマップづくりを充実するという事で旧長沢小、舟形小、富長小、堀内小の危険マップはございます。よろしくお願いします。

6番 危険マップというのは、私も前見たことがございます。あるんだなと思っています。私が申し上げた安全マップというのは、安全マップの作成基準なり、そういうのは教育長が今おっしゃったように、十分周知しているようでございますが、それは別の視点からしたマップであって、危険箇所マップとはまた別物だと思うんですよ。

今、教育長がおっしゃった1番は交通安全、2番は自然災害とおっしゃいましたけれども、1番、2番、順番つけられるものでないと思います、私は。もう、今冒頭申し上げましたように、年間で65件もそういう実態があるわけでありますから、そういうものも、先ほどの新潟であった事件も含めて、この辺でもそういうのもいつ起こるかわからないという認識のもとに取り組まなければ、まず交通安全を、川に落ちないとか、そういうランクをつける段階ではないと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

教育長 ちょっとお考えいただきたいんです。やはり人的な危険性というところは、頻度があればあるほどやはり増していくんだらうと思います。そして見えなくなればそういうところの危険性が危惧されるとなるんだと思います。

それで、舟形町でいきますと、これまでのやはりそういった不審者情報とか、人の追いかけられたとか声かけられたとか、そういった視点で学校に寄せられる事案というの、は都会に比べれば非常に密度というのは薄くなっているんだらうと思うんです。つまり、我々は特に最上地区から入ってくる情報を得て、すぐマップ等じゃなくてEメール等で配信とかいたします。つまり、一番、もし不審者情報で危ないとすれば車を使ってですから、そういった地図に落としてこの地域が危ないというよりも、車を使って道路上で今金山町で起きたから舟形町に危険性があるから注意したほうが良いという、そういった配信のほうで注意を呼びかけていったほうが、非常に何ていいますか、防犯上高いのではないかなと捉えております。ですから、先ほど言ったマップづくりという視点で、ここら辺は危ない、声かけ事案がある、継ぎ目の後ろから来そうだという視点での1、2、3という危険性という点では、私たちはそういう頻度じゃないというんですが、一番危ないのは車が通る安全、危なさ、それからがけとか、危険箇所が登下校であるといったところを注意していかないとだめなんじゃないかという意味で申し上げたところでございます。

6番 今、教育長の話だと、順番はともかくとして発生したらすぐメールで配信するから大丈夫だという話でございますが、先ほど町長もおっしゃっていましたが、何かあったら子供たちには防犯ブザーとか大声出すとか走って逃げろとか、教えをしているわけでございますが、そうなった段階はもう最終段階なんですよ。もう事件に巻き込まれているんですよ。そうな

る前に何とか対策をしなくちゃいけないと私は思っているんです。危険箇所マップは危険箇所マップでいいんです、それは。大事なことです。それとあわせて、教育長も周知している、さっき言った犯人が入りやすい、見えにくい、そういう視点での安全マップ、それもあわせてつくってはどうですかと私提案するんです。教育長の話だとそれはそれで、これは安全マップなんか要らないよという話のように聞こえるんですが、それは違うと思うんですよ。町長、どうでしょうか。

町長 マップを2つつくるよりは、やはり危険マップの中に先ほど私も申し上げましたとおり、声かけ事案があった点とかそういった箇所を、こういう箇所では声かけ事案がありましたよということでの明示をすることで、子供たち、保護者の方々にもその点についてはお知らせすることができるのかなと思っております。

まず、いずれにしても新潟の事件を踏まえまして、ことしもまた夏休み前に地区の方々、そしてPTAの方々、子供会の方々等、そういった危険マップの検証をするわけでございますので、そういったことについても教育長さんをはじめ、教育委員の方々としっかりと連携を密にして対応していきたいと思っておりますし、また地域のかかわりということでもあります、警察からも言われておりますけれども、青パトをぜひふやしていきたいと町でも思っております。そうした青パトがふえることによりまして、不審者も入りづらい町ということになれるようやっていきたいと思っております。

また、郵便局と警察と町で平成17年につくっておりますアイネットということで、それは子供たちだけではなくて、お年寄りも含めての防犯対策ということの中で、郵便局からも日々の配達業務の中で不審者に対する情報とか、そういった連携を図っていただけるようにしておりますので、さらにそういったことも踏まえて、子供たちが安全で安心して暮らせるようなまちづくりに進めていきたいと思っております。

6番 本町と申しますか、本地域ではそういう事件のほうは余り薄いのではないかと申す教育長のお話でございましたが、確かに本町ではスクールバスでの送迎がほとんどでございまして、危険度合いは低いかもしれませんが、バスおりてから自宅までは徒歩です。一番遠い方で、私のところ見ても300メートル以上歩く子供がいます。私のすぐそばにも、指定のバス停がございます。帰り際よく見ていると、おうちの方が来るまで迎えに来ている場合もございます。おうちの方もそういう面でもどこかに真っすぐ行く予定があるかもしれませんが、おうちの方もそういうこと心配をされて、車で迎えに来ているんじゃないかと思っております。

ですから、そのあたり、何回も申し上げて申しわけございませんが、危険箇所マップで結構でございますので、それとは別に事件対応した地域安全マップなるものを何ていいますか、今後装備をしまして、今町長がおっしゃったように安全安心なまちづくりに努めていただければなと思ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次の交流人口対策でございますが、まず初めに本町の交流人口の状況、推移でございますが、昨年、一昨年とどんな状況かお伺いします。

町長 交流人口と申しますと、教育旅行だけでなく全てということですか。少々お待ちください。

済みません。交流人口の推移については今のところ手持ち資料にもございませんので、現在のところは答えられません。

6番 わかりました。

質問を変えます。

これまでやってこられました先ほど申し上げた仙台の中学校の教育旅行でございますが、実態をお伺いしますと、昨年あたりまでは8割程度が役場の職員の方々がご無理をされてホームステイされておったという実態をお伺いしております。こんな状況を伺いますと、無理にホームステイを続けて教育旅行を続けるとは私は申し上げません。

それではなくて、視点を変えてホームステイがだめなのであれば受け入れる側の環境整備をすべきではないかなと思っているところでございます。発展計画の中にもございますが、町民参加による観光のまちづくりの推進ということで、答弁書にもございましたが、町民提案型企画の実施という項目がございます。これについて今どの程度進んでいるのかお伺いします。

町長 現在、町民提案型の取り組みというのはないようでございます。

6番 ないというよりも、こういうものをしてくださいと町民に呼びかけてはいるんですか。それも全然見えてこないんですが、せっかくここに項目として書いているわけですから、そういうことしなければ、今のところありませんではそれで済んでしまうわけでありまして、それでは全然前に進まない、交流人口も増加しないのではないかと思います。

町長 大変申しわけございません。現在のところ、そういう呼びかけも余りしていないようでございますので、今のところはないということでございます。

6番 今後、呼びかけをする予定はあるのでしょうか。なければ、私二、三提案をしたいと思いますが、まず1点目でございますが、前も一般質問でさせていただきましたが、旧小学校の活用でございます。例えば、旧富長小学校でございますが、長沢でも同じでございますが、前に申し上げましたように合宿型宿泊所といいますか、余り自治体が宿泊に手をかけないで済むような、泊まる方が自主的に自炊なんかして学校で泊まって自然を満喫できるような、そういう取り組みをしてはどうかと、前提案を申し上げました。前、森町長ではなかったのでも、奥山町長ではございましたけれども、そういう提案について森町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 今、お伺いしましたので、今すぐにどうという回答はできませんけれども、それにしても旧小学校の活用として合宿型の利用をしている他自治体のお話も聞いたことはございます。

そうしたところを検討させていただくということでしか現段階では答弁できませんので、申しわけございません。

6番 あわせまして、学校を利用するわけですから体育館もございます。グラウンドもございます。空き校舎も教室も結構ございますので、それらを何とか泊まれるような状態、余り中を触らないで学校の状態のまま、そういう合宿ができるような宿泊施設にすれば、ホームステイにかわるような受け入れ環境ができるのではないかなと思っておりますので、そのあたり十分検討していただきたいと思います。

もう1点でございますが、猿羽根山にあります歴史資料館でございますね。レプリカがあるところでなく、その手前の旧古民家というんですか。あそこちょっと入ったことあるんですが、あそこは昔の人じゃないな、我々からすれば懐かしい雰囲気の家です。消防法などさまざまな規制はあるかもしれませんが、いろりがあつて台所があつてということで、ああいう雰囲気を活用した宿泊施設にするのも一案じゃないかなと。ああいうものをインターネットで流せば都会の方といいますか、ああいう生活に憧れている方、ひょっとしたら飛びつくんじゃないかなとふと思ったところがございますので、あのあたりについてもあのまま何もしないで残しておくよりは、そういう活用する方法もあるんじゃないかと思いますが、歴史資料館については町長どのお考えですか。

議長 5分前です。

町長 多分、私の記憶だと長沢の旧叶内家を移転してその民俗資料としてのカヤぶき屋根の旧住宅を保存していると記憶しておりますけれども、その利用については今のところ、昔はそば屋にしたらいんじゃないかという意見も出たんですが、その時点はやはり民俗資料というところの価値のほうがということでございまして、そういう話が成立しなかったという記憶がございますけれども、いずれにしても今提案しましたことについて、教育委員会という文化財としての価値ということもあるかもしれませんので、そういったものと利用可能かどうか検討させていただきたいと思います。

6番 また、この総合発展計画でございますが、ここに項目としてもう1点ございます。観光分野の町民講座の開催でございます。この開催は行ったんでしょうか。

町長 それに該当するのかわかりませんが、観光ガイドボランティアという組織がございまして、その方々の組織と観光ボランティアの方々に対する講習会等のことはやったようではありますが、それ以外のことについては余り私の記憶ではないように思います。

6番 せっかく、この計画の中に観光交流人口の増ということで、先ほどの点も同じでございますが、項目をあげているわけがございますので、このあたりを活用して交流人口増加して町活性化に結びつけなければならないと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

話変わりますが、先日ちょっと用事があって山形空港に立ち寄ったときに、市町村のパンフレットのコーナーがございました。最上郡何あるかなとずっと見たんですが、宿泊施設、コテージは別にして、宿泊施設がない案内所というのは舟形町だけなんですよね。これでは、舟形に来てくださいと言われても、空港に来る人はもう泊まる先決まって来るんでしょうけれども、全然泊まる場所がないのであれば舟形町に誰も来ないと思います。そういうものを含めてこれから検討すべきじゃないかなと。交流人口ふやすのであればね。

ただ、もう1点話変わりますが、パンフレットの中にあつたのが、舟形であつたのが長尾地区の佐藤さんご夫婦の農業体験のチラシでした。2人で頑張つてPRして、舟形町をPRしてもらっています。あのご夫婦の取り組みについて、町として何か支援してはございますか。

町長 具体的に支援ということではないんですが、その農家民宿等についての6次産業化も含めて、6次産業化の部分では加工場の補助ということはしておりますけれども、農家レストラン、農家民宿等についてのことについては多分補助的なものはしていないのかなと。ただ、先ほど言ったとおり町のパンフレットに載せているということだけだと認識しております。

6番 せっかく舟形町をPRしていただいているはあるところでございますけれども、何らかの形で支援といたしますか、頑張っていけるように何とかよろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、あそこで民泊をやっておりますが、29年6月に新民泊法が改正になりました、成立しましたが、これに基づいて舟形町内で登録した民泊事業者というんですか、そういうお宅ございますか。

町長 ないようです。

6番 そういうのもあわせて、PRしながら裾野を広げていってホームステイにかわるものをどんどんしていかなければならないと思つておるところでございます。答弁の中に、舟形には国宝があると町長は強く言つてございますが、常設展示が実現したらもっとお客さんが来ると思つます。泊まる場所がなければ全部他町村に流れてしまいます。そういう面も含めてよろしくお願ひしたいと思つます。終わります。

議長 以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

なお、申し合わせ事項によりまして6月、9月定例会は上着の着脱は自由ですので各自対応をお願いします。

引き続き、一般質問をお受けします。

1番 それでは、私からは2点について質問させていただきます。

初めに、「ペットの火葬料金について」ということで質問させていただきます。

現在、最上郡内で動物の火葬ができるのは、新庄市と最上町が共同で運営している新庄・最上さくらが丘斎苑のみでございます。過去5年間の動物火葬件数を調査したところ、全体では平成25年に310件、平成29年は58件増の368件でありました。舟形町からは平成25年9件、昨年は3件増の12件でございます。火葬料金は、新庄市と最上町が5,100円、それ以外の町村は2万500円になっております。ペットは家族の一員でもあり、心のよりどころに思っている方も多くいると思います。しかし、ペットが死んだときの処分について苦慮したという方もおりました。

近年、動物と触れ合うことでストレスの緩和、精神的な落ちつきなどの癒し効果があり、介護福祉の現場においてもアニマルセラピー効果が実証されております。昭和48年9月、議員立法により動物の保護及び管理に関する条例が制定され、10月1日に法律第105として動物の虐待防止について定められました。略称は、動物愛護法です。また、平成23年改正では、飼い主はペットが死ぬまで飼いつけることなども盛り込まれました。

今後、ペットの火葬は増加する傾向にあると思われれます。火葬料金の半額程度を補助することで、飼い主の負担を少しでも軽減し、舟形町に住んでよかった、これからも住み続けたいと思うようにしていくのもまちづくりと思うが、町長の考えを伺います。

2点目でございます。「結婚祝い金支給条件について問う」。

舟形町では町内に在住されている方々の結婚を祝福するとともに、若者の定住を促進し、町の活性化を目的とし、結婚祝い金を支給していますが、支給条件の項目に原則40歳未満の方は消防団に加入していることと明記されております。仕事の関係上、病気等で加入できない方もいるようでございますが、祝い金の支給は結婚の祝福と定住することで、多少でも地域活動に参加し町の活性化に寄与してもらうことが重要と思えます。

消防団員の昼夜を問わずの活動に対し、敬意と感謝をしております。また、団員不足で団員確保が大変な課題になっていることも承知はしていますが、祝い金支給の公平性から見ればいかがなものかと思えます。消防団加入条件は外してもよいと思うが、町長の考えを伺います。

議長 暫時休憩をいたします。

午後1時06分 休憩

午後1時07分 再開

議長 会議を再開いたします。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員のペットの火葬料金について問うのご質問にお答えします。

舟形町大蔵村共立うど山斎場は、平成2年に人生の終えんを美しくという願いから、緑の環境と調和した無公害の施設として開設されました。斎場管理運営につきましては、尊厳と品位を持ち合わせ、凜とした中にも温かさや安らぎのある斎場を目指し、稼働を始めて既に28年が経過していますが、年次計画により毎年修繕工事をし、定期的に炉のメンテナンスを行いながら火葬途中での故障等を起こさないよう環境改善を図っているところです。

施設内は、告別ホール、待ち合わせロビー、待合室、火葬炉と大きく分かれております。火葬の際はご遺族が大勢来られる場合が多く、また火葬時間が重なる場合も多くあり、その場合は狭い施設内を他のご遺族と一緒に譲り合いながら使用している現状です。

さて、最近ペットブームの中にあり、町内においてもペットを連れて散歩している方を多く見かけます。動物の愛護及び管理に関する法律は全ての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することがないようにするのみでなく、人間と動物がともに生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定められた法律です。ペットと暮らすことで愛情や命のすばらしさを感じ、生活に潤いと喜びを与えてくれる等さまざまな恩恵を受けることができますが、一緒に過ごしたかけがえのないペットが亡くなってしまった悲しみは深いものがあります。

このような中、現在のうど山斎場においてペット用の火葬炉の増設を考えた場合、さきに述べましたように、施設内を譲り合いながら使用している状況からスペースが足りないため、敷地内への増設となります。今年度4月から稼働した福島県内でのペット用火葬炉の新設経費は3,000万円と聞いておりますが、今後大蔵村との協議も必要であります。平成29年度における舟形町における犬の登録件数は201頭で、21頭が死亡のため登録を抹消しております。

ご質問でありますペット火葬への補助についての件ですが、最上管内では実施している町村がないことから、今後動向を見ながら慎重に検討していきたいと思っております。

犬及び猫の引き取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について、平成25年度環境省告示第86号によりますと、動物の死体は専用の処理施設を設けている場合は当該施設において、専用の施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより処理することとなっております。動物の愛護及び管理を推進するために、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取り扱いに関して、正しい知識と理解が得られるようさまざまな機会を捉えて取り組んでいきたいと考えております。

また、最後は飼い主の責務においてしっかりと愛情を込めて供養することが大切であると思っておりますので、新庄市と最上町が共同で運営している新庄・最上さくらが丘斎苑での火葬に関する手続方法や民間業者での火葬方法についての周知も行っていきたいと思っております。

次に、結婚祝い金支給条件について問うのご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、結婚祝い金は住民の結婚を祝福するとともに、祝い金を支給することで町の活性化を図ることを目的としています。舟形町結婚祝い金交付金要綱は平成26年4月1日から施行しており、要件を満たす方に申請時に現金5万円、申請後から1年後に5万円を最上南部商工会が発行する商品券を交付しております。この交付要綱中、支給対象者として婚姻届け出受理日以降、引き続き町内に1年以上在住する意思があること、町税や公共料金等の滞納がないことなど6項目を規定し、その中の1つに町内会組織等への地域活動へ積極的に参加する意思がある者と規定しております。

議員ご指摘の原則40歳未満の方は消防団に加入していることとする要件は、結婚祝い金支給申請書兼同意書の様式の中に、町内会組織等の地域活動へ積極的に参加する意思がある者の欄中に括弧書きで明記し、この要件の確認に活用しているところです。この要綱を制定した当時、町の活性化を図る上で地域の祭りや奉仕活動など年々参加者が少なくなり、特に消防団員の減少は、著しくこの課題に対応する政策の一つとして加えた要件であります。

現在の結婚祝い金交付要綱は、今年度末が終期となっております。現時点としては、結婚祝い金制度を次期も継続して取り組むこと、消防団加入要件については外す方向で考えたいと思います。地域活動への積極的な参加要件のほか、男女間の取り扱いにも違いがあるので見直しを図っていきたいと考えています。消防団加入要件を外すことは、消防団をおろそかにするということではなく、安全安心なまちづくりに欠かせない重要な組織や活動であることなど、さまざまな機会を通じてご理解をいただけるよう努めていきたいと考えております。

1番 それでは、ペットの火葬料金に関して再質問させていただきます。

町長、答弁の中で今後大蔵村と協議が必要ですよという項目、載せております。今後、大蔵村と協議する気はあるんでしょうか。まず、第1点これをお聞きしたいと思います。

町長 協議をすることについて問題はないと思いますので、ただ先ほども言いましたとおり共立の斎場でありますので、大蔵村さん側の必要とするものがあるかどうかということで、協議を進めていただきたいと思いますし、運営協議会もあるようでございますので、その点で協議をしていただくことは何ら問題ないかと思えます。

1番 年間通して、去年は368件ということでございます。年間を通してこの数字でございますので、果たして大蔵村と舟形町がペットに関して斎場をつくった段階で、果たしてそれが皆さんの負担に逆にならないのかなと、逆にそういうところが心配になるところでございます。まして、さくらが丘斎苑ということで、今1カ所ペット火葬するところがございます。それと競合してまたそういうものをつくっても、ちょっといかがなものかと逆に私は思うところがあります。

であれば、広域的にひとつ考えるということで、さくらが丘斎苑を最大限、最上地域として今後活用していくということも一つ考えてはいいのかなとは、逆に思ったりしたところでご

ざいます。これは、今後どういう形になるかわかりませんが、進めるのであれば進めてもらったほうがいいと思いますけれども、暗に無理して進めるようなものでもないのかなと。逆に補助出してあげたほうが資金的というか、税金を無駄に使わなくて済むのかなと、逆にそんな考えもございます。

これは今後の課題として町長にまずお預けしたいと思います。この件に関しては。先ほど質問の中でアニマルセラピーということ、話しました。先月末に、施設に私も見学させていただきました、アニマルセラピー。テnderハンズというボランティア団体でございました。9人で猫が2匹とあとは犬、ございましたけれども、施設の入所している方々の表情というのが、動物見ると生き生きと目の輝きも違うなど、部屋に動物が入っただけで雰囲気が変わると変わる。それだけ癒し効果があるなとつくづく感じてきたところでございます。

その中で、ボランティアでいらした方々に、自分のペットが亡くなった場合どういうみとり方をしますかということで質問させていただきました。ほとんどの方は火葬するというところでございます。その代表になっている方も動物病院の先生でございまして、たまたま奥さんが来られまして、相談を受けるそうなんです。実際にペットが亡くなったときどういう処理をしたらいいかということで、ペットに関しては火葬がいいんじゃないのということで提案しているらしいんですけれども、今言ったように新庄と最上町で5,100円、その他で2万500円ということで、非常に料金に格差があるということで、なかなか一概に勧めづらいということもありまして、できるだけそういうところを解消していただければ、動物の最期もペットの飼い主としてちゃんと見送られるんでないかということでの意見もいただきました。

今回、やはり新庄市と最上町の斎場に関して舟形町、よそのあれは4倍ほどの料金になっているんですけれども、町として動物に関して今後生活の一部として今飼われているわけなんですけれども、終焉を迎えるに当たって、家族を亡くすというペットの飼い主からすれば非常に辛い立場もあると思います。

そんなことで動物に関しての終えんのもっていき方、先ほど町長の答弁の中にありますけれども、犬が21頭死亡して登録を抹消したとあります。29年度は12件、舟形町であそこで火葬しています。この差の9頭、これに関しての町としてどういう飼い主さんが最期、処分、処理をしたのかということは把握はされていますか。

町長 どういう埋葬といいますか、処理をしたかは役場では承知をしておりません。

1番 やはり、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところによりということで、ここには25年の環境省の告示第6号というのがございます。この産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般廃棄物に当たります。結局、一般廃棄物の、大変言葉は不適切かもしれませんが、燃えるごみとして処理されている方もいるのかなということでございます。あとは、いろいろ聞き及んだことによると、自分の畑ないし山に埋葬してきたという話も随

分聞かれます。

今後、そういうことで動物愛護法による虐待、亡くなってから虐待というのはどうかもわかりませんが、そういった意味を考えると、やはり火葬して適正に処理をしていただくというのも、今後本当に必要になってくるのかなと思います。やはり、ペットの処分に關しては何回も言いますが、負担にならない程度に、新庄市と舟形町で設置している施設なので、おとおとは言いませんけれども、再度そこら辺は検討していく余地は非常にあると思うんですけども、町長の考えを伺います。

町長 議員おっしゃるとおり、ペットの効果等につきましては非常にあるものだと思いますし、やはり我が家にも犬が1頭おりますけれども、大変うちの両親はかわいがっておりまして、逆に言うと私どもよりもかわいがっておるような状況下であると思います。

ただ、やはりそのペットを飼うとなったときに、終生その最期までしっかり飼うという責務は当然持つものだと思います。したがって、飼う以上最期までそのような負担を伴うことも、理解していただきながら飼っていただくことが大事かと思います。当然、やはり新庄市と最上町でつくっている斎場でございますので、新庄市と最上町の税金を使いながらその斎場をつくり、そして運営をしているという現状を見て、やはり他町村はその料金が高くなることは当たり前のことだと思います。

ただ、そのことによって差額を町で補助するという点について、管内6町村の中で同じようにやっていないというのは、やはりペットを飼うという責任者それぞれがするということの中で思っていますので、町として今すぐペットの火葬料金に対する補助ということについては、考えるということはないかなと思っています。

1番 今、町長言われましたけれども、やはり飼い主として火葬料金が云々かんぬんでなくて、私も昨年、一昨年ペットを亡くしまして火葬しました。やはりそれは飼い主の責務だと思います、確かに。

ただ、新庄市と最上町が財政的にそういうふうに出し合いながら、そこにつくっているということがございますけれども、それに関してほかの町村からそういう意見が出ていないということを町長言われましたけれども、私は逆に出していただきたいなと思います。これからやはりペットがそういうことで、大変生活の中でも子供が非常に少なくなっている中で、ペットが非常に多くなっている。

実際に、15歳未満のお子さんの数よりも、ペットの数が多いのでございます。平成29年の全国犬猫の飼育実態調査の結果を見ますと、全国で1,844万6,000頭、犬が892万頭で猫が952万6,000頭います。子供の15歳未満ですけれども、総務省統計データによりますと平成29年4月1日現在における子供の数ということで、15歳未満は1,571万人でございます。昭和57年から36年連続の減少ということで、データとして出ています。

やはり、世の中で家庭でお子さんが独立して出ていったりすると、なかなか夫婦2人の中でも子はかすがいと昔から言いますけれども、現在は動物がかすがいみたいな、そんな言われ方もしているところもございます。そんなことで、できるだけやはり早い時期にそういう町長からも広域的に話を出していただいて、ペットの火葬に関して適正にやはり処理できるように、余り畑とか山とか、まして燃えるごみに一般廃棄物として処分を、ならばしないような形でお願いしたいと思います。町長からも、やはり先頭切って火葬に関しては広域の中でも意見を出していただきたいということをお願いして、ペットに関しては質問を終わらせていただきます。

続きまして、結婚祝い金でございます。非常に答弁に関しては私が求めている答弁に近いものが出てきたなと思います。ここで質問ですけれども、昨年度結婚された組は何組いまして、祝い金をいただいたカップルは何組だったのかお伺いしたいと思います。

町長 婚姻した組数までは調べておりませんでした。結婚祝い金が該当した夫婦につきましては7件と、申請が29年5月だと7件になります。

1番 29年度7件、結婚された方はわからないということですが、果たして7件という数字が多いか少ないかは比べようがないんですけれども、私からすると非常にお祝いするには少ないのかなと。

申請して条件に合わなくてだめだったということで、結構いると私はお聞きしました。申請したら該当ならないということで、言ってみれば空戻りしたと。婚姻届出した段階で資格要件を見ないままに日を改めて申請してくださいということで、改めて申請したらチェックしたらだめですということで、空戻りしたということもございました。やはり、そこら辺対応の問題もあるのかなと思いますけれども、7件というのは非常に少ないのかなと思いますけれども、町長、どう感じますか、7件という数字に関して。

町長 要件に該当した方が7件ということだと思いますので、それが多いのか少ないのかといえば、希望的なお話をさせていただければもっと多いにこしたことはないと思います。また、祝い金の交付だけではなくて、婚姻される若い方々がふえていただければと思います。

1番 3月の予算委員会の中でも質問されましたけれども、結婚祝い金10万円ではなくて30万円でも50万円でもいいんじゃないかっていうことで質問させていただきました。そのときに、結婚祝い金を多くすればじゃあ婚姻がふえるのかというのは、そんなものじゃないでしょうという答弁をさせていただいたんですけれども、結婚祝い金というのは額じゃないと思うので、やはり皆さんそれなりに、答弁もございますけれども、税金を払ってここに定住するんだから、やはり同じように祝ってあげるのが筋だと思います。できれば、昨年度に関してさかのぼって、昨年婚姻した方に全員に祝い金をやるよなんていう考えは町長ないんですか。

町長 平成26年から始まっているものでございまして、そういったところを今のところで先ほど

の答弁申し上げましたとおり、今年度末でこの一応の制度が終わります。新たな制度設計をしながら祝い金のほうを考えたいと思いますので、今現在としてさかのぼってお祝い金を支給するという点については、全ての方々を網羅できるということもなかなか難しいかと思っておりますので、その点については先ほど答弁したとおり来年度以降の新たな制度設計の中で組み入れていきたいと思っております。

1番 今、今年度で終わって来年度からまたということでございますけれども、やはりこれは結婚される方、もしかするとあしたにも届けてくるかもしれません。そんなことで、制度設計を変えてと、今年度手をつけて来年度からまた新たにということでございますけれども、やはり早急にこれは公平感を是正するために早急にやっていただきたいんですけれども、そういう考えはないですか。

町長 要は、支給するべきものという色彩のものであれば、それはさかのぼってとか、今すぐということもあるかもしれませんが、町からのお祝い金ということでございます。しかも、26年度から始まっている、そういう年数のことでございますので、町の制度上、今こういう状況でありますので、その点については来年度以降からの対応という考え方にさせていただければと思います。

1番 来年度以降ということで、ここには見直しを図っていきたくて書いています。来年度以降に関しては、見直しを図って制度を変えるという理解でよろしいのでしょうか。

町長 先ほどの答弁にもありますけれども、女性等、男女の関係等いろいろまだ問題もあるようでございます。そういった点も含めて抜本的に見直ししながら、お祝い金の制度がより実りのあるものに変えていきたいと考えております。

1番 もう1点でございます。結婚祝い金、町のホームページに出ております。ホームページの最初のほうに、祝い金の額10万円（うち商品券5万円、申請から1年後）とホームページではなっておりますけれども、祝い金の支給申請兼同意書の中には申請額10万円、申請時5万円、申請から1年後5万円、商品券という項目が抜けているんですよね。祝い金の申請兼同意書ということで、これ見ると申請時に5万円もらって、申請から1年後にまた現金5万円のかなと、非常に曖昧とした明記になっているので、ここら辺は統一してあげないと非常に見る方もまずいのかなと思います。ここら辺もう一度、制度設計を図るのであれば、こういう文言に関しても再度見直しをして、町民が誰しもなるほどと言われるような文面にしていかないと非常にあやふやな面でまたいろいろ問題が出てくるのかなと思います。そこら辺、町長、もう一度来年そういう制度設計するのであれば、見直しをちゃんとしていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

町長 そのようにさせていただきます。

1番 まずは、舟形町に住んでよかった、不公平がなくいい、やはり町民によく見える、そんな

な町政運営をしていただくようお願いしまして、また若者が定住が進むように、そういった方策をどんどん打ち出してよりよい舟形町になるように期待をして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

本会議はあす6日は休会とし、7日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時38分 散会

平成 30 年 6 月 7 日（木曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成30年舟形町議会第2回定例会第3日目

平成30年6月7日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	危機管理室長	伊藤 茂 樹
副町長 庄 司 雅 人	総務課財政係長	八 歙 幸 仁
総務課長 伊藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長 小野 芳 喜	教 育 課 長	八 歙 照 光
健康福祉課長 叶内 範 夫	農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
住民税務課長 須貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬 子
地域整備課長 伊藤 武 美	監査事務局長	斉 藤 洋 一
農業振興課長 伊藤 誠 宏	選挙管理委員会書記長	伊藤 幸 一
会計管理者 相馬 昇		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋 一 主 事 伊藤 優

議事日程

- 日程第1 報告第 2号 平成29年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
- 日程第2 議案第37号 平成30年度舟形町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第38号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計事業補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第39号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第5 議案第40号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 ロータリ除雪車の取得に係る物件購入契約の締結について
- 日程第7 議案第42号 小型動力ポンプ付消防車積載車の取得に係る物件購入契約の締結について
- 日程第8 発議第1号 町長が専決処分することができる事項の指定について
- 日程第9 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 報告第2号 平成29年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第1 報告第2号 平成29年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 (朗読、説明省略)

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

2番 8ページの委託料収入1,947万4,930円とありますけれども、12ページに金額載って、じゃないな、委託料が1,666万円とありますけれども、この差異はどうなっているのでしょうか。

まちづくり課長 ご質問の8ページの受託料収入1,947万4,930円と、12ページの受託料1,666万円の差ということでございますけれども、1,666万円と物産センターの委託料の合計でございます。ということで、合わない数字につきましては消費税の関係ということでの差ということでございます。

2番 ということは、この金額がこの消費税の関係でこのくらいの金額の差が出るということですか。

まちづくり課長 委託料に消費税がかかるということでの損益計算書上での数字ということでございます。

議長 ほかにありませんか。

3番 12ページ、支出の中段ですけれども、コテージの光熱費、17万5,525円の増になってますけれども、この理由をお聞きます。

まちづくり課長 12ページ、コテージの光熱費の17万5,525円の増というご質問ですけれども、灯油単価の高騰ということが要因になっているかと分析しているところでございます。

3番 燃料の高騰ということになれば、当然温泉の光熱費もそのようになってくるのかなと思うわけです。収入でコテージの収入が93万円ほどマイナスになっておりますけれども、これはやはり温泉の休業期間があつて、その影響があつてのマイナスかなということは想像できますけれども、コテージの燃料費の増というのは灯油の高騰ということですから温泉の光熱費はどうしてマイナスになっているのかお聞きしたいと思います。

副町長 コテージの光熱費でございますけれども、コテージの中で和洋タイプというのが一番利

用されているんだそうですが、この和洋タイプにつきましては灯油を使っているということで、それ以外のコテージは全て電気を使っているということでございますので、恐らくその差なんだろうと思っています。

まちづくり課長 温泉部分につきましては、休業ということが一番大きな要因となっているということでございます。

3番 ただいまの説明、わかりますけれども、収入として93万5,000円も減っているわけです。それほどコテージの灯油が、客数が多かったということになるわけですか。

まちづくり課長 冬期間のコテージの利用者が、思った以上に利用客があったのかなと分析しているわけでございます。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、同じ12ページの役員手当について質問いたします。第3セクターという形になっていると思うんですけれども、役場職員がこの役員になっている場合においては、役場職員には役場役員手当というのは支払われないということだと思います。そういう職員以外の外部からの役員に関して、役員手当が支払われているという考え方だと思うんですけれども、こういった我々が目にする社長である副町長であったり、課長であったり、役員でこういった仕事をしているというのはよくわかるわけなんですけれども、温泉コテージの中で役員が担うべき仕事、報酬、ここに上がってきている24万円という方々の担っている仕事の内容というのはどういうものに当たるわけなんでしょうか。

つまり、去年は大分休業もしているわけですし、そういう中でさほど変わらない役員手当でずっと支払われているわけで、どういった業務内容に対しての役員報酬なのか、そこら辺のところを質問いたします。

まちづくり課長 まず、役員手当でございますけれども、当然町職員は受け取っていない金額でございまして、役員がどのような業務かということでございまして、休業中に関しましても、振興公社の経営に関するいろいろな議決事項であったりとか相談事項であったりとか、当然温泉の改修工事の計画、進捗、完成までに至るところでのいろいろな審議に加わっていただいているという部分でございまして。

7番 要するに、意見をいただくだけだと聞こえるんですけれども、実際自分のあいた時間に何かの業務を手伝ったりとか、そういったものも含まれているという認識でよろしいんですか。

総務課長 昨年担当でございましたので、ここで説明を追加させていただきます。

役員手当につきましては、1名民間の方から登用してございます。その方につきましては、先ほどまちづくり課長が申し上げたとおり、いろんな経営のこと、環境のこと等について昨年度は特に改修工事等についてのいろんなご意見とか状況なんかも意見いただいております。そのほかにも、温泉あゆっこ村全般の環境整備にも、自発的にボランティアでなさったりし

ているということもございまして、業務規定しているわけではございませんが、そういうことでお手伝いもいただいているという状況でございます。

7番 ちょっとなかなかこういった役員の方がどういった意見を、例えば役員会で出されているのかというのは、我々の耳には入りにくいわけですが、結構長いように私は感じております。就任している期間がもう長いのではないかという感触も受けているんですけども、そこら辺の役員の雇用というんだか、再雇用というんだか、新しい考えの人も入れる必要もあるんじゃないかということも含めて、今後どういう役員体制でいくつもりなのか。そこら辺を質問いたします。

総務課長 私も取締役の1人ということで社長が4月から就任でございまして、かわりにといたしますか、昨年度役員の皆様方につきましては任期もまだございまして、今後の役員体制につきましてははっきりした考えといたしますか、方針はまだ持つてございせん。ただ、昨年からいろいろと改修工事等大きい行事がありまして、そういった流れの中で経営と工事の進捗状況等もいろいろと見てご指摘をいただいておりますので、まず今のところそういった考えはないという状況でございます。

議長 ほかにありませんか。

4番 13ページの加工場収支でお聞きします。この加工施設の正式名称は何でしたっけ。

議長 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

議長 会議を再開します。

まちづくり課長 大変失礼しました。

舟形町農林水産物処理加工施設でございます。

4番 農林水産物の加工処理施設であるわけです。13ページの支出の部の仕入れ、573万2,084円の内訳、大まかでいいですけども、加工品を出すにはやはり農産物、水産物だけでは品物にならないわけです。いろんなものをまぜてとかやるわけですが、大ざっぱでいいです。農産物が幾らで水産物が幾らでその他が幾ら。

まちづくり課長 具体的な数量まではお示しすることはできませんけれども、商品名といたしますか、そういうものでご了解をいただければと思います。例えば、鮎、ラズベリー、青菜、山菜等でございます。数量等については資料持ち合わせございせん。以上です。

4番 加工施設、あのスペースでいろんな商品を開発しようとして四、五年四苦八苦しているような状況だと思います。たまには、鮎関係の加工品が在庫が豊富になってどうしたらいいかという時期もあったかと思います。ラズベリーでは、スイーツですか、ケーキとかいろいろ

つくっている関係で私もたまに買って食べる時がありますけれども、今後加工場の持ち方、前にも町長、あの手狭なところでは多品目を量的に販売するのは難しい施設だと。けれども、商品のある部分のものをポイントを絞って今後やるつもりなのか、要するに水産物、農産物の処理施設、加工をしていくための施設なわけです。農産物、今ラズベリー、山菜なんかと言いました。例えば、こういうもので何かを開発していくためには、どういう品目の野菜が、何かが必要だといった場合に舟形町でいえば認定農業者協議会、再生協等が農政のほうにあるわけですがけれども、加工するアイデアを農産系の方々、水産系の方々と合同に協議して今後持ち方であったり開発にあって話し合いをしたことがあるのか、今後それともする予定なのか。加工場の今後の持ち方の計画について伺いたいと思います。

町長 加工場の施設につきましては、大量生産できない現状でございます。また、補助事業上、前にも答弁したかと思いますが、民間の方に貸し出しをできない状況でございます。ことし5月に会計検査が入りました。その時点でも、稼働率については非常に高いものがあるという評価をいただいた一方、町の計画としては交流人口ということでございますけれども、国の補助事業上では定住人口の増を目的とするものだとすることがあります。そういった計画の目的に違い等について本日とあした、東北農政局に会計検査院が今入っております、実検している状況であります。

そういったところでいきますと、今後の持ち方等についても本受検の状況に応じて変わってくると。最悪の場合については、建設費5,000万円ほどかかっておりますけれども、補助金が約半分ぐらい、2,500万円くらいなんです、その他の何とか交付金ということでやっていますし、また起債もお借りしているという状況でございます。

そうなりますと、全てが町の負担というのが10万円そこそこしかありません。最悪の場合ですと5,000万円等の返還を求められる可能性も出てきております。ただ、町としましても県に計画書をお上げしております、それを認めてもらっている状況の中で今運営をしているということでございます。

今後の運営状況ということでいきますと、まずは試験的なことでということでスイーツ関係とか、食品関係の開発を二百何十種目、種類開発しておりましたが、売れるものに特化しようということで昨年から品目を絞ってきております。そういった中で、やはり採算ベースに乗つけられるものを多くつくろうということで、その販売地も駅の物産センター、そして温泉等の取り扱いをしているという状況です。

水産加工物も温泉、加工場、当初開所したときにフードコーディネーターということでいろいろ何ていう料理だっけ、液状になった、ペースト状になったものとか、甘露煮の有馬煮とか、いろいろああいうのを加工品もあったんですが、それもなかなか売れ行きが悪いということで、現在は鮎の開きを、一夜干しにした開き等を主に生産しているような状況です。

そういった中で、今後町としてもどういうものが売れていくのか、またそのものをふやしていくためには、新たな設備投資ということも課題となってきたようでございます。そういったことを踏まえながら今後進めていくということで、水産関係ということで漁協さんと、また流通会社との意見交換もさせていただいております。

ただ、農産物に関しましては、今のところ漬物加工しておりましたけれども、漬物加工については縮小している傾向でございますので、スイーツについては昨年研修で行ってききました当町にゆかりのある365アニバーサリーというお菓子屋さん、洋菓子の提携しながら新たな売れる商品づくりをしている現状であります。

したがって、今後につきましては先ほど言ったとおり、水産加工についてはそういった団体と協議をしながら、農産物については今後その加工のあり方等については青菜とありましたけれども、前の社長さんが丸八という漬物屋さんとの交渉の中で、青菜を契機に取引をさせていただいている状況です。そういった中で、大量生産できないものですから、そういったところの中から発生してくる加工場の建設、工場等の建設等に対する町の補助ということも考えていかなければいけないと思っていますし、スイーツ関係につきましては今後つくっている方々と消費者等の方々、売っている方々等の中で、どのものが売れるのかということに特化しながら進めていきたいと思っていますところでございます。

議長 佐藤君の本件に関する質疑は、既に3回になっておりますが、標準会議規則の55条の引用によりもう1回に限り発言を許可します。

4番 寛大なご処置、大変ありがとうございます。

舟形町大当たりで今年度監査当たっているわけです。加工場の監査は5月でなくその前だったかなと今思っ、その中で、いいんですけれども、町側での事業主体で返還しなければいけないことはあってはならないと思います。今後の計画等心を込めて、やはり受検生としてしっかり理解してもらい形を伝えて、やはり今後継続していくべきだと思います。その中で、水産物農産物を処理するという形が前提なわけです。ぜひ今後の課題として振興公社内だけで加工施設の運営のあり方を考えるだけでなく、地元住民、町民、要するに生産者団体とともに協議して商品、どういうものを作って、どういう形でやればいいのかということも協議するステージが必要だと思います。ぜひ今後ともその方向に向けて検討して行って返還請求が内容にしっかりとやっていただきたいと思います。

町長 補助金の返還については、私どももそのつもりでおりますけれども、計画そのもの自体が国の要綱に合わない今指摘を受けている状況であります。町の計画としては、交流人口をふやすという計画の中でその加工場の位置づけをして、加工場をつくったという認識なんです、国としては定住人口をふやすT P Pに関係して、定住人口をふやすための補助事業だということで会計検査院に指摘されておりますので、そこで大きなそごがございまして、

その点について今農政局に会計検査が入っているという状況でございますので、その点については努力はしますけれども、何とも様子を見るしかない。

ただ、会計検査院の中でも稼働率、先ほど申し上げましたとおり、使用のあり方については非常に十分に目標以上の稼働をしているということで、その点については評価をいただいておりますので、あと5番議員のおっしゃる、そういった指摘については今後いろんなものをつくれというご指導でなく、こういったものということの中で採算ベースに合うように、頑張ってやっていきたいと思っています。

議長 ほかにありませんか。

6番 1点だけ確認させてください。7ページの貸借対照表の中で資産の部で棚卸資産、最高が310万円ほど、昨年から見れば230万円ほど減となっております。これは先ほど来出ております4カ月の休業で収入が減ったのかなと、その分の在庫の圧縮かなと思いますが、一方負債の部で未払金790万円、約800万円。昨年と比べますと220万円ほど増加しております。未払金の内容と増加の要因についてお伺いします。

まちづくり課長 未払金の内容でございますけれども、3月末時点での未払いということで、JAさんに対する灯油代ということと、あとは浄化槽の点検料ということで、町内の業者さんへの支払いの部分が多くあるということの報告を受けております。以上です。

6番 最後に今課長が答弁の中で、報告を受けておりますと、課長は確認はしていないんですか、その数字については。前回の、昨年度の監査意見書の中に、担当課長もまざっておったんだけど、今回入っていないようですが、説明するのは担当課長であって監査の内容、数字を確認する場面に立ち会っていない、報告受けましたではちょっとおかしいんじゃないかなと。

逆に、副町長にお伺いしますが、その場での二百何がしの灯油代なり未払いの部分について回答をお願いします。

副町長 未払金の内容につきましては、今まちづくり課長が申し上げた内容で私も確認はしております。

6番 そうしますと、灯油代なりそういう関係であっても既に支払い済ということだと思いますが、その貸借対照表の中でもう1点お伺いします。普通預金が500万円と高額になってございます。あわせて、一問一答ですが、その上の現金ですが、110万円ほど、110万円は監査時点では3月31日時点で110万円の現金ということで、この110万円、大金を常時保管といたしますか、そういう形で営業しているんですか。

副町長 申しわけありません。現金110万4,400円の保管方法につきましては、監査の段階では私は確認してございません。申しわけございません。

議長 答弁ある、総務課長。ちょっと待って、これ。ない。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時01分 再開

議長 会議を再開いたします。

まちづくり課長 ご質問の現金114万4,842円でございますけれども、間違いなく監査の際には現金を確認しているということでございます。さらに、去年の現金、3月31日現在の現金と比較して40万円ほどふえている状況でございますけれども、今回の決算に関しましては30日が金曜日、31日が土曜日ということもございまして、土曜日の収入というものが大きく影響しているということでございます。以上です。

議長 6番斎藤君の質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則55条の引用によりましてもう1回に限り、特に発言を許可します。

6番 百何がしの現金は、監査のときに確認をしていると。監査は5月21日ですよ。3月31日時点での現金はどうやって確認できるの。

まちづくり課長 3月31日現在の金額を5月21日の監査でございますので、確認はできません。答弁については訂正をさせていただければと思います。3月31日にこの現金が支配人のほうで間違いなくございましたということでの回答でございますし、要因については先ほど申し上げたとおり、金曜、土曜日の営業ということで多額になっているということでございます。

議長 ほかにありませんか。

8番 ちょっとしたことなのですが、監査報告書の中に伊藤支配人、沼澤副支配人とあります。沼澤副支配人ってどなたか、もしあれだったら教えてください。

まちづくり課長 沼澤副支配人につきましては庶務経理を担当している沼澤副支配人でございます。沼澤エツ子さんでございます。

8番 先ほど、7番議員から出たんですが、役員報酬、これについてもう1回私から聞きたいと思います。前町長の奥山町長からずっと流れでこの役員報酬というのは来ています。たしか、月2万円で1年で24万円と記憶しているんです。話に聞きますと、やめてもいいんだという話があるんですよ、ちまたで。本人から直接私聞いたわけではありませんが。そういう話もあるので、これはどうしても置かなきゃならない役員なんですか。ということは、舟形振興公社です。外部の役員を置かなきゃならない理由、規約か何かあるんですか。

議長 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時11分 再開

議長 会議を再開いたします。

まちづくり課長 役員の公社の関係の選出の要件でございますけれども、振興公社の定款によりますと取締役の人数6名以内と定められているほか、資格に関しては株主代行で株主の中から選任する、2項でこの株主から選任するにかかわらず株主以外から選任することを妨げないということで選任をしている状況でございます。

取締役の任期につきましては、2年以内という規定でございます。以上です。

8番 日本の言葉というのは難しくて、妨げない。それでさっき総務課長の答弁の中で任期まだ中。これからもそのまま考えていくという答弁だったよね。今、答えてもらった妨げないという言葉だからなくともいいんだと、あってもいいんだと。

解釈の仕様でちょっと難しいんですが、何でこんなこと言うかということ、町からの出資の第3セクターであります。当然税金であります。先ほど、どんな仕事の内容だという7番議員の答弁の中に、いろいろな相談事やたまたま来て草刈りしてくれたり施設の整備等をしてくれたりみたいな話を聞いたんですが、どうしても必要なものなのか。もし、よろしければ町長から、考えていますよという話でも結構ですし、お伺いしたいと思います。

町長 株主であります私でありますので、取締役のことにつきましては、7番議員さんからもご指摘ありましたし、8番議員さんから今質問もございます。任期がことし1年あるのかな。あるそうです。任期が切れる以降について、そのあり方等についても検討させていただいておと思っています。しっかりと振興公社が経営がうまくいくように、ご指摘をいただけるような、指導いただけるような方がふさわしいと思いますので、そうなるように町としても考えていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 これまでも何回も経営報告を受けて、今さら言うのもなんですが、先ほど申し上げた現金の確認ですが、3月31日時点で現金を確認しておって、5月に監査をして監査委員の方に支配人の方が報告すると。ちょっと何かやり方が変ではないかなと。2か月もたってから前の現金上げ高を報告する。これでいいですよというのもちょっと変かなと。

今さら言ってもあれなんですが、監査の意見書の中にも、貸借対照表、損益計算書確認しているということですので、貸借対照表の中に先ほどの百十何がしの現金の数字が出ているわけですから。そこで確認はできないと思うんですよ。幾ら考えても、個人的に。このあたり、少し改めていかないと額も大きいので、そのあたり今後とも注意をいただければと思うところなんです。それはそれで結構です。

質問変えますが。私の認識不足で申しわけないんですけども、コテージなり加工場で在庫がマイナス、8ページの損益計算書できちっと期末の棚卸しで差額の約40万円ほど三角になるんですが、それぞれ内訳見ますと加工場と温泉でマイナス、物産センターでプラス8万円ぐ

らいで差し引きマイナス百四十何がしですが、在庫のマイナスという考え方、どういうふう
に考えればいいんですか。在庫って普通物の仕入れて残った分の在庫、それを価格に換算
して幾らの在庫ですよと表示するんじゃないかと思うんだけど、マイナスの表示という
のはどう考えればいいのかなど。

まちづくり課長 マイナスの在庫という考え方はどういうふうにすればいいのかということで
ございますけれども、期末在庫のマイナスということは、仕入れを控えてその分前年度からの
在庫を使用して減らしたということだと理解をしているところでございます。

年度内で商品の入り繰りがあって、単純に比較できない部分もございますけれども、29年度
の決算の期末在庫マイナスということについては、そういうことが要因と分析しているところ
でございます。

6番 ちょっと理解できないんだけど、仕入れを控えて前年度の在庫を使用したのであれば、
仕入れしていないわけだから在庫ゼロになるんじゃないですか。違うの。数字じゃなくても
ので考えていくとそうならない。在庫のあり高を表示するには、在庫、ものを換算して数字
出すわけですけども、今の課長答弁、よく理解できないんだけど。

議長 暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

議長 それでは、ただいまから11時40分まで休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時46分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まちづくり課長 期末在庫がマイナスになるというご質問でございますけれども、まず8ページ
の損益計算書の売り上げ原価の期首商品棚卸し高459万7,103円、それから期末商品棚卸し高
319万9,875円、この差が139万7,228円でございます。この差の139万7,228円の内訳を示すた
めに12ページの温泉コテージの収支の期末在庫マイナス8万616円、さらに13ページの加工場
収支期末在庫の140万5,420円、14ページの物産センターの8万8,808円、この内訳としてこの
金額が出てくるものでございます。この期末商品棚卸し高319万9,875円、これを出すための
資料ということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

6番 私はそれを聞いているんじゃなくて、この差額は理解しています。理解していますけれど
も、在庫という表示をする場合にマイナスという表示はどういうときにマイナスという表示
をするんですか、マイナスという意味は何ですか、そこを聞いているんです。

議長 暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時52分 再開

議長 会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

8番 昨年までこの振興公社の状況、利用状況等何名入ったとかあったんですが、今回出ていません。資料請求をしたいと思います。

議長 皆さんにお諮りします。ただいま、8番議員から振興公社の月別とといいますか、明細、補助資料の請求の発議がありましたけれども、これを請求することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、資料の請求をすることに決定をいたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、報告第2号を採決します。報告第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案第37号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について

議長 日程第2 議案第37号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。なお、質問につきましては予算書のページ、款項目を明言され簡潔に願います。質疑ありませんか。

7番 14ページ、2款1項6目空き家対策事業650万円について質問します。

ことし春に制度改正を行って、去年まで全然来なかった補助申請が非常に多くの方が申請来られているということで、有効的な改正内容になったということで評価したいと思います。今回の650万円は、当初200万円とったわけですけれども、何件の見込みだったものをどのような見込みに変えて650万円という補正になったのか。そこら辺のところを質問いたします。

危機管理室長 当初予算の時点につきましては、2件200万円と算定しております。今回につきましては、老朽危険空き家小屋つき3件、150万円掛ける3で450万円、管理不全空き家1件住宅込みになります100万円。老朽危険の小屋が50万円掛ける2件で100万円、計650万円ということで予算は上げさせていただいております。

7番 見込みの数字だと思うんですけども、今後非常に他町村の方に舟形でこういう補助金なあって今申請たくさん来ているよという話を他町村でしますと、非常にいいことだなということで意義あるという話を受けます。そういった中で、非常に予算に対しての今後申請がもっと来るんでないかなと、私なりに気がしています。

つまり、この補正以上にまた申請が来れば、また新たに今年度中に補正をして対策を強化していくつもりなのか、今回の補正ぐらいでことは終了しようと考えているのか。そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

町長 大変ご評価いただきましてありがとうございます。今の時点でご相談いただいている件数について、予算を計上させていただいておりますので、今後またこういうことで要望等がございましたら、できる限り予算化しまして危険な空き家の数を減らしていきたいと町としては考えております。

7番 私の隣の町内会では、危険空き家か管理不全空き家かわからないですけども、その土地が整備されて新しい家も建ってきておるようです。それを見て評価をしている方々がかなりいるようですので、ぜひこの政策をどんどん進めていただいて、とにかく新しい方に住んでいただきたいという評価でしょうから、どんどん進めていただきたいということでお願いして質問終わります。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じページで同じ款の次の12目交通安全対策費。当初で、ことしから新規事業安全アシストつき車購入について65歳以上の方が使用者であれば5万円、当初では10台分50万円組んでいたわけです。ここで70万円、14台分になるのか補正してありますけれども、既にもう10台分が使い切って、なおかつ見込まれる分としてここで補正されているのか。

危機管理室長 4月の実質の申請件数は4件ございまして、4件とも交付決定しております。町

内の年間の購入台数は見当がつきませんでしたので、4月の実績に基づきまして9月まで4台掛ける6カ月分、24台と想定しまして不足する14台分を予算の補正をしているところです。

4番 大変いいことだなと思います。ペダルの踏み違いか勘違いかで、しょっちゅう建物に突っ込んでいて、この前はどこぞの駅に突っ込んでいて大変な事故、なっておったことがニュースになっておりました。ぜひ、予算をつけることもしかりですけれども、これを知らない町民の方がいないよというくらいに再度再度PRしながら、安全アシスト付きのブレーキの車両を購入を促すような方向で進めていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 補正の額ではないんですが、考え方といますか、お伺いしたいんですが。18ページです。一番最後ですが、10款2項教育振興費、内容ではないんですが、財源充当の補正、資金の繰り入れ、組みかえだと思うんですが、当初予算で73万円を計上しているわけですね。計上しているのであれば、それを三角で表示しなくていいんですか。単なるここに見せないで組みかえですよで済む、何ていいますか、そういう表示の仕方なんでしょうか。

総務課長 これにつきましては、特定財源のその他というところで当初で73万円ということで今回の補正といますか、組みかえの分が出ておまして、伊藤茂基金ということでのその他なんですけれども、今回ふなっこ基金からその他基金ということになっていきますので、73万円が伊藤茂基金から出た分をではなくて、ふなっこ基金から73万円としたので同額でということの意味で、ゼロという記載でさせていただいています。

6番 それはわかるんですけれども、当初予算で73万円が上がっているんですよ。これをどこかで三角で見せなくちゃいけないんじゃないかと思う、そこを言うんですよ。こういうやり方なんでしょうか。うんうんって。それ、役場のやり方。普通、一般からすれば当初73万円使いますよと別のところから持ってくる、それはいいんだけど、ここにちゃんと73万円って上げているわけだから、それは消さなくていいの。

総務課長 12ページをごらんいただいていくとわかるのかなと思うんですが、歳入で18款2項5目ふなっこ振興資金ということでここで補正額73万円、次の6項で伊藤茂未来を拓く基金で73万円ということで、ここで表示してございますので、歳出ではゼロということで補正分がゼロということでご理解いただければと思います。

6番 さっきの在庫と同じでよくわからないんだけど、そういうやり方なの。普通であれば、ここに73万円載せたんだから、歳出で、教育振興資金で、それをこっちで補正でこのこの18ページで三角にする必要があるんじゃないの。そこで表示するんじゃないのと思うんだけど、違うの。

町長 当初予算の予算書お持ちであれば109ページをごらんいただきたいんですが、よろしいでしょうか。当初予算書お持ちであれば、109ページに2項の、2目で教育振興費で109ページ

の中で図書購入費73万円とございます。これが歳出で出てくる中身でございまして、これの分の73万円分だよということですので、歳出はここからこういうふうに出しますという金額そのものは変わらないわけです。何が変わったかといいますと、出すその財源の内訳が変わったということでございますので、歳出はこのような形になりますので、歳出の変更はないということで、このような表示になります。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、同じページですので、私のほう先にさせてもらいます。18ページ、教育費の教育事務費の日本一の給食食育推進事業ということで、当初560万円ほどとっているわけですけども、さらにこの内容を見ますと県からの補助金が来るようになったので150万円県から来て一般財源から50万円引いて、プラス100万円になったという内容なんですけど、補正予算書の中身の職員旅費とか、例えば製本費とか、当初では20万円だった製本費をまず55万9,000円上げて製本代にかなりの額を使う。当初20万円だったやつプラス55万9,000円プラスになるわけだから、75、6万円になるわけですね。その職員旅費とかも1万1,000円の当初予算だったのが23万円、大きな予算補正になっているわけですけども、その内容について食育事業って私考えるともっと食事の質を上げていくのかなという感じを受けたんですけども、よく内容を見てみると職員であったり製本であったり、そういったところに予算をかけるようですので、そこら辺の考え方なり今回の使い方なりそこら辺のところ、どういう理由なのか質問いたします。

教育課長 今回の県の委託金につきましては、この事業の中身としまして地産地消の推進及び食文化の継承が、主にうたっている事業の内容であります。その中で今おっしゃった旅費でありますけれども、これについては先進地の視察ということで、当初県のご指導のもと長野県に視察場所を選定しているところではございますが、これが学校の栄養教諭、給食主任、町の栄養士、調理師ということで、6名の先進地の視察研修の旅費を主に見ているところであります。

もう一つが印刷製本費なんですけれども、この事業を受けると事業報告書というのが全国に発送しなければならないという規定がありまして、170冊ほど印刷しまして文部科学省から各都道府県の教育委員会ということで、配布物が決まっております。その中の印刷製本費の増額であります。以上です。

7番 そうしますと、日本一の給食事業の子供たちにかかわる食べ物に関する内容は変わらないと、要するに、それをつくっている人たちのヒューマンパワーの向上というんだか、そういったところを向上させて、まず来年につなげていこうということだと思っておりますけれども、それはそれで理解はしますけれども、そういったことがやはり県から補助金を受けてやるからには、来年研修した内容が子供たちの食育に関する向上につながっていかないといけない

んではないかなと思うんですけれども、行った研修、すばらしいところに行くんだからいいと思うんですけれども、どういう部分の研修をしてどういうふうにな何を学ぼうとしているのか、今わかれば教えてもらいたいですけれども、それを子供たちにこういうものを来年年り帰ってきてから提供しようというものがあるんでしょうか。

教育課長 特に、今おっしゃった内容につきまして、舟形町で今地産地消も使って日本一の給食を目指しているところでありまして、今年度に関しましては地産地消、ここを特に勉強したいなど。食文化の継承ということで、この2本を今年度力を入れていきたいなど思っているところです。特に、地産地消につきましては、昨年と昨年食材として使わせてもらっているんですけれども、今年度は昨年プラス10品の地産地消の品物をふやそうかと思って進めているところでありまして。

食文化の継承といったところにつきましては、ちなみに挙げますと笹巻とか昨年も若干出したんですけども非常に好評で、うちでは食べられない子供たちもいる、珍しいということでその方たちの昔からの食文化の継承も含めて今後提供していきたいと思っております。

食については5品、新しく考えております。継承分については。

全体的にこの事業につきましては今年度、単年度事業でありますので、来年に実際生かせるように、補助金がなくても生かせるような今後の仕組みをつくっていききたいなど思っているところです。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じ款項目になりますけれども、県では社会的課題対応学校給食活用事業委託金という名目で、委託金として受けて入ってきているわけです。これは日本一食育事業という中でここで組まれていますけれども、このお金は学校給食をやっている全学校にこういう事業名、県の事業名、全学校にそれをしなさい、検証して地産地消の学校給食をしなさいと、全学校に言っているのか、舟形町で日本一の食育事業を推進してやるというので、県に手を挙げていただいているのか。それはどっちなんですか。

教育課長 この事業につきましては、文科省と各県の教育庁が委託契約している1件です。その中で山形県が1件、各県1件だそうです。

それで舟形町で手を挙げたところが、舟形町、日本一の給食をやっているんならいいということで山形県で1件、各県1件になるかと思えます。

4番 であるならば、昨年度の日本一給食事業、ことし2年目です。去年は満足な食事という表現は悪いが、計画ができなくて事業費が食器をそろえるほうに123万円ですか、行ってしまいました。今回、県で、文科省につながりがある、県一本で手挙げて舟形町が採択されたというのであれば、日本一の給食食育事業、名に劣らぬよう、どういう計画を去年の反省をもつて計画しているか。

町長 その点につきましては、補助申請をした形にはなるんですが、日本一のおいしい給食食育事業を展開してあるために、県からも申請していただきたいということで、町としては単独で十分だったんですが、そういうことであれば名誉なことでもありますし、資金的にも先ほど言ったとおり、栄養士さん、調理師さん、担任の担当の先生等の研修もできるということがありましたので、ぜひ取り組んだらということで、この5月でしたか、6月だかに交付決定が来るということでこのたびの補正になったわけですが、議員おっしゃるとおり、1年目はいろいろな課題が出てきました。今回につきましても3月の段階で生産者の方、調理師さん、栄養士の先生方等とお話をさせていただきながら、その課題に向き合っていくということで、今のところおります。

昨年は、3月に食器という形となりました。やはり、子供たちからお話を聞いてみますとあったかいものを食べたいという要望もございますし、抜本的に日本一のおいしい給食食育事業というのはどんな形のものかというのと、やはりそれは提供する農家の方々、そして調理するの方々、献立を考える栄養士の先生、そして食べる子供たちにとってどれがいいのかということをややはり総体的に考えていかないと、本当の意味の日本一のおいしい給食食育事業にはならないと考えておりますので、そういった点を少しずつ、なかなか学校給食法の壁が、ハードルが高かったり厚かったりするものですから、できないところはあるんですが、一つ一つ克服しながら進めていきたいと思っておりますので、4番議員のおっしゃることを肝に銘じて頑張っていきたいと思っております。

4番 その言葉を信じて、しっかりとした日本一の給食がおもてなしとしてか、教育として使っていたきたいと思っております。

食事の盛り合わせる食器、去年トレーをそろえました。食材に、調理にしっかり日本一の給食とはいえども、食は器からという言葉があります。食育事業を、食材を料理の方法を提供するとともに、そろっていない食器であればきれいな食器に盛りつけを、同じく器に盛りつけをすることによって温かい心と言いますけれども、食べる生徒もほのぼのと温かい気持ちになるかと思っております。しっかりと、そういうので予算の組み上げの段階で、そろっていない食器がそろえたほうがいいんであればそろえながら、日本一の食育事業に取り組むように。

議長 ほかにありませんか。

6番 16ページ、6款2項1目林業費ですが、補正ゼロで組みかえですが、新たに国の項目見ますと、人夫雇い上げ賃金と講師謝礼というのが出てきております。この人夫雇い上げ賃金ですが、当初のみどり環境の委託料で何ていいますか、賃金をまくようなことじゃなかったのかと思うんですが、県のヒアリングの後の説明はありますけれども、これは何でこういうふうに雇い上げ賃金と委託料、別々になるんですか。

農業振興課長 6番議員の質問にお答えします。

今、議員おっしゃったように、県のヒアリングで対象外経費、中身含めてヒアリングの後対象になるものということで今回組みかえさせてもらったんですけども、賃金につきましては当初ゼロで内訳申し上げますと、歩道整備の作業の人夫賃金等が大きく占めております。当初、歩道整備は委託ということで計上しておりました。そこについては、賃金部分については委託料の中に含めては、対象外だということで賃金のほうに積算申し上げますと、1日8,000円の1カ月分ということになります。あとはバスの運転手ということで、実はここなんですけれども、みどり環境税を活用した薬師の森の計画がございます。子供たちがそこまでバス等使う場合の賃金を含めまして、今回の補正ということでさせていただきました。人夫雇い上げ賃金なんですけれども、バスの運転手の賃金も含まれております。以上です。

6番 ちょっとよくわからない。当初の委託料には、その歩道の整備とバスの運転手さんの賃金も含んでおったんですけども、これはだめだよということで雇い上げ賃金として項目を設けて、バスの運転手さんの分と歩道の整備の分、それを別に計上したということなんですか。よくわからない。

農業振興課長 6番議員のおっしゃるとおりであります。以上です。

町長 この事業につきましては、ブナ林がありますが、薬師の森と言われているブナ林がありまして、もう一方松橋側からハマグリ沼という沼がございます、ハマグリ沼については滝の沢林道から営林署の管理する南山林道というものがございまして、その点が今がけ崩れ等で林道が通れない状況だったんですが、前年議員の方々とも林野庁長官のほうに行った際にお願いしていただいて、林道については営林署で今復旧作業をやっております。

この歩道というのはブナ林からハマグリ沼まで行くルートがあるんだそうです。ただ、急に非常に歩くのが大変だということで、その部分の階段とか歩道の整備をするということで委託料で上げておったんですが、それが委託料ではみどり環境税のほうでは該当しないということで賃金にうらえをさせていただき、あわせてみどり環境税ではソフト事業も取り組まなければいけないということでございまして、薬師の森に子供たちを連れていくときのバスの賃金を新たに設けたということでございます。

6番 大体わかりました。それでは、その下の講師謝礼ってまた新しく出てきましたが、これについては子供たちを連れていくに何か説明するとか、5万円計上してございますが、どのような内容の経費でしょうか。

農業振興課長 それが先ほど町長が申し上げたんですけども、完成といたしますか、森の案内人ということで私らは呼んでいますけれども、森の案内人の方への謝礼ということで1万円。積算としては1万円掛ける5名分ということになります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 15ページの3款1項3目老人福祉事業高齢者コミュニティーセンター、要するにトイレの

洋式化の補助事業66万円ですけれども、これ幅のコミュニティーセンター、契約更新で高齢者コミュニティーセンターと名称が変わったのではないかと認識しているんですけれども、基本的には町の持ち物、物件であるという中で、町の公共施設の順次洋式化という形の時代の流れといいますか、やっているわけですから、今基本的には公民館として利用されているわけです。各町内で洋式じゃない、洋式化にしたいとなった場合にここでなっている補助事業、補助金という形の項目と匹敵するような申請をして認可していただけるのかどうか。それともこれはこれであくまでも違う形であるのかどうか。補助金ということは地元の使用者が負担率があるのか。その辺全然わからないので説明していただきたい。

総務課長 幅のコミセンにつきましては、公民館として活用しているのが主でございます。実際には、町の建物でありまして指定管理者協定を結んでおります。今回、そういったことで町が全てを負担するということになるといかがなものかということになりまして、一応内部協議させていただきました。参考になったのが、地区公民館の整備補助の制度がございます。それにあわせて、今回要綱制定して対応させていただくという格好で考えております。

健康福祉課長 高齢者コミュニティーセンターの件についてお話いたします。

洋式化につきましては、事業費116万円です。今回、総務課長が言われましたように、高齢者コミュニティーセンターの施設整備用の補助金交付要綱を制定いたしました。今まで、高齢者コミュニティーセンターの大規模改修につきましては、協定書の中で50万円以上につきましては甲、町長と乙、幅の町内会長の協議ということになっておりまして、今まで教育委員会の公民館の施設整備標準金を適用してみたり、町で全額もってみたりと一貫性に欠ける対応をしておりました。今年度からこういった公民館と同じように使われているセンターにつきましては、公民館と同じような2分の1の補助ということで対応するというので考えております。

ちなみに、116万円の事業費に対しまして原則2分の1でありますけれども、上限1万円という規定がございまして、幅地区戸数50件でありますので50万円を引いて66万円の計上となっております。以上です。

6番 ということは、三十数町内会ある中で公民館ほとんどあるかと思えます。そこで洋式化にしたいとなった場合、今の公民館事業で2分の1しかり戸数割だかなんだかある、その事業が該当するわけですか、申請すると。

健康福祉課長 公民館の施設整備補助金、私つくりましたのでお答えしますが、今回の高齢者コミュニティーセンターと同じ内容です。洋式化等につきましても対応できるように整備しておりますので、各地区公民館三十幾つありますけれども、洋式化があれば教育委員会に申請してほしいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2番 14ページ、15ページ、老人福祉事業の中で老人いこいの家管理事業とありますけれども、この中身についてお聞かせください。

健康福祉課長 今回、老人いこいの家の管理事業として3つ要求してはいますが、修繕費につきましてはJR側の壁なんですけれども、経年と大雪でひびが入りまして一部剝離している部分がございます。この壁の補修のための修繕費です。

測量設計の減額につきましては、当初予算で300万円程度の屋根の改修工事見ておりました。業者委託で設計をするつもりでいたんですけれども、地域整備課の職員に委託お願いできましたので、今回減額といたしました。75万6,000円の工事につきましては、屋根のふきかえ工事につきまして当初平家なものですから、仮設足場工、それから飛散防止シート工の想定がありませんでした。ただ、発注事務を進めていく段階で労働安全衛生基準というのがありまして、2メートルを超える工事につきましては仮設工が必要だということがありまして、今回追加する部分でございます。以上です。

2番 ありがとうございます。屋根の工事ということですが、いこいの家、社会福祉法人協議会もここに行ったわけでありまして、中に入ってみますと床なんかも結構傷んでいる状況は当然知っていると思っておりますけれども、屋根も大切な中の使い勝手もいように、床が抜けることのないように、これからも管理していただけるのでしょうか。

健康福祉課長 清流荘につきましては、昭和54年建築の相当古い建物でございます。これから計画的に中のほうも整備していきたいと思っております。以上です。

2番 老人クラブなどかなりあそこで活用しておりますので、よりよい施設になるようにこれからも管理していただきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第3 議案第38号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、31ページの1、1、1の工事請負費の内容についてお伺いします。説明では公共ます設置工事ということなのですが、こういった公共ますの設置工事なのか説明をお願いします。

地域整備課長 工事請負費の内訳でございますが、今年度4月に堀内の根渡地区に町有地を売却しております。その町有地については教員住宅だったと思うんですが、そこです。その場所につける公共汚水マスの設置工事でございます。

7番 そうしますと、新しい方でも来るのに必要になったということなんですね。ちょっと私の予想とは違ったので、第2問目の質問が外れてくるかわからないですけれども、公共下水と農業集落排水事業というのは事業的に質が違っていると思うんですが、利用者なり周辺農業集落排水を利用している方が、こういった施設やそういった周辺地域の整備なり何かをしなくちゃならないはずの事業内容だったと記憶しているんです。

要するに、全く公共下水と農集排というのは名前が違うだけで全部する事業が同じということではなくて、地域住民が何かかわらなくちゃいけない部分が、昔あったと記憶しているんですけれども、要するにます工事というのはそういう人たちの中でできないのかなというそういう質問だったんですけれども、ちょっと内容が違ったんですけれども、たしか農集排は、違っていたらごめんなさい、地域住民なり利用者なりが施設周辺の草刈りをしなくちゃならないとかちょっとした縛りがある事業だったと私は記憶しているんですけれども、そうじゃないんですっけか。

町長 昔の担当者でございまして、申し上げますと農業集落排水は法律的に言うと合併浄化槽法上の施設になりまして、公共下水道とは下水道法という法律で主に違うんですが、農業集落排水事業を推進してありました農林水産省で、その施設をした際に公共下水道ですと特定されない多くの方が使うことになるんですが、規模が大きいということになるんですが、農業集落排水事業は加入者を特定してするものですから、その使用によっては処理施設のうまく処理できない場合もある。まして、流してはいけないもの等の制約もございまして、そういった観点の中から篩渣を取り出すとか、やっってくださいという指導がありまして、そういったのとあわせて環境美化ということで、花植えをお願いしたりとか草むしりをお願いした経緯がございまして。

しかし、これはやらなければいけないということではなくて、自分たちの施設は自分たちがこういうふうにするんだよということが、わかるようにという指導のもとでのことござい

ましたので、それが縛りとしてあるものではございません。

公共下水道の公共ますにつきましては、本来公共下水道事業でありますので、その区域内の1筆1筆ごとに公共汚水ますを置くというのが都市計画法上の公共下水道ではあるんですが、やはり田んぼの中に公共汚水ますを置くというのは農作業の邪魔になったりもするものですから、公共下水道区域の中でも置いてないところはあるんですが、農業集落排水事業は私がまざると手を挙げた方のところにしか公共汚水ますを置きませんので、このたびのように新しく今までなかったところにうちを建てるとなった場合については、新たに公共汚水ますを設置するという形になったものだと思います。

7番 そうしますと、逆に農集排の事業だから、新しく設置されたところには必ず町でそこまで下水装置を持っていかなくちゃならないということが、起こってきたということの事案だということなんですね。

そして、済みません、昔は環境美化なりそういう部分をやったという事案があったなと思っていて、このごろそういう事案が全く農集排には聞こえてこなくなったなと思っていたものですから、今の町長の答弁ですと、それは約束事としてやらなくちゃならないということではないということで、それは間違いなくそうなんでしょうか。最後にそこだけ質問いたします。

地域整備課長 ただいまの質問でございますが、今現在も町に農集排の処理施設は5カ所ございます。その日常的な点検やら環境美化については、その地域の人たちに委託をしております。環境美化等に努めていただいております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第39号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第40号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、難しい内容なのでどこまでできるか質問できるか、残しながら質問しますけれども、この改正内容を見ますと舟形町の健康保険税を支払いしていた方は、今後幾分かは少なくなるという改正内容だと思うんですけども、中でも1,000万円以上の方はちょっとふえるような感じの内容になっているようですけれども、例えば舟形町民にとってみれば、中間層なりそれ以下の方々にとっては、非常にありがたいと思うんですけども、山形県全体で見た場合に、ここの支払部分がふえる町村というのはあるのでしょうか。そこら辺わかりますか。

健康福祉課長 制度的なところなので、私お答えしますが、県の担当者会議の段階でお話していた内容ですと県内6市町村ほどは若干、もしかすると税率が上がるのではないかという話をしておりましたが、初年度ということで激変緩和という制度がございまして、なるべく上がらないようにするという方向で県では検討していたようでございます。それ以外の市町村ではほとんど下がるということになるようです。以上です。

7番 そうしますと、例えば我々に前に示された税条例の内容を見ますと、当初の見込みが4,170万円ほどのものが2,500万円になるという、単純に考えても何千万円と県の国保に入るお金は少なくなるわけですね。さらにそれが、他町村でほとんどがそういった形で少なくなり、また多くなるという6市町村、見込みのある人も軽減するということで、収入見込みが

山形県国保全体でないとなると、果たしてどのくらいやっつけられるのかというか、破産しないだろうかというぐらいの、要するに医者にかかる方は現状維持か、それよりも年々多くなる感じの中でこれだけ収入が減る、ざっくり井勘定でも減る見込みの内容になってしまうと、果たして制度自体がもっていくのかなというのが、私心配の懸念材料なんですけれども、例えばここ一、二年安くなったとしても5年後、10年後めっぽう高くなるとか、国保自体が運営できなくなるとか、そういった話し合いは連合の話の中では上がってこないでしょうか。

健康福祉課長 7番議員さんの質問は、持続可能なのかという質問だと思います。今回、7ページの提案理由にもありますように、今回の制度改正につきましては持続可能な医療保険制度をつくるための改正でございます。さっき言ったように、ほとんどの市町村では下がっているんですが、国で約3,400億円の交付費を入れて今回改正しております。したがって、ほとんどの市町村で下がると。県に聞いたところ、やはり3,400億円の影響なんだろうという話がありました。国でも将来的にも3,400は維持すると言っておりますので、今々県の財政が破綻するということはないだろうと思われまます。以上です。

7番 なるほど、国の財政の裏づけがあるということでしたら一安心はするんですが、やはりここで重要なところは健康な方をつくっていくというのが、最終的な目標の事業内容になっていくのかなという気がしますので、ぜひそこら辺に目を向けて健康維持のため100歳体操なども随分熱心にやっておるようですので、ぜひそこら辺の事業も充実させて健康な方々を育ててつくっていくということに重点を置いていってほしいなと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第40号は原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第41号 ロータリ除雪車の取得に係る物件購入契約の締結について

議長 日程第6 議案第41号 ロータリ除雪車の取得に係る物件購入契約の締結について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

4番 大型1台、小型1台の除雪車を導入すると。大型は補助金ありで小型は補助金がないという話だそうですが、7,000万円の大型、小型の内訳の金額。

地域整備課長 今、4番議員の質問でございますが、まずは今回の財源の内訳であります。当初大型ロータリについては社会資本で購入予定でありましたが、今回内示がついておりません。しかしながら、必要となりますので、単独費になります。同じく、小型ロータリについても単独費の購入になります。

済みません。内訳でした。設計段階のおおの内訳でした。大型ロータリについては4,318万9,200円、小型につきましては2,878万2,000円、いずれも税込みでございますが、この金額で積算しております。以上です。

4番 大型は計画的に入れかえという形であろうかと思えます。小型については今1台ある分に対しての増車体制で主要私道、補助95%で除雪車両が入れるやつを下さい、する型であればという形で今やっているわけです。その事業が進捗する中で1台でカバーし切れないという形だと思えます。

堀の内に行けば、なぜ雪がうちのところが多いのに一番最後なんですかという質問をよくもらいます。今回、2台に増設する中で計画をして2台に増設したと思えます。長沢方面からと舟形方面からと堀の内の方面から1カ所に配車してそこからスタートするのか、堀の内から先にやってくる形で、そこなりの計画をして配車を計画しているのか。その計画を聞きたい。

地域整備課長 今のご質問でございますが、今年度2台体制になります。生活道路に関しての除雪になるわけなんです、小型につきましてはそれで今年度はその2台、今まで1台で回っておったのが、かなり無理がございました。その中で2台となりますので、今年度町の除雪計画ができるまでには、計画的に2台が皆さんが希望とする時間帯までに除雪が完了するような除雪計画を立てていきたいと思えます。今のところはまだ決まっておりません。以上です。

4番 1台であれば、想像するに仕事量が1割、移動量が9割だったと思えます。なので、これを2台体制にするという形の中で再三言いますけれども、1カ所において用意ドンで出るんじゃないくて、やはり社交整備計画とともに堀の内方面に置いてそこからスタートしてくる。でなければ長沢方面からスタートしてきて合わせるという形のほうが、本来は一番よいような気がします。生活道の箇所もその方面のほうが多いわけです、作業する路線区も。

そういうものもしっかり計画をした上で、機械を整備する。事業主がしやすい方向性じゃなくてやっていただける町民に不公平さを感じさせない除雪体系を、しっかり計画して組むべきだと思います。ぜひそういうところにしっかりとした考えを持って、小型車両であればオ

ペレーターがそこまで行って大変だべというのであれば、小型に対しては委託業務に対して堀の内の方が運転できるような体制を、町でつくっていく形を改めて変えていくような方向性、そこら辺からしっかりして、町民に不公平さを感じさせない除雪体系を組むようにお願いします。

地域整備課長 今、いろいろご意見いただきました。そのようなおっしゃるとおりご参考にしまして、計画立てていきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

8番 今、4番議員からあったように、私からは非常に冬期間の道路を確保する上で、業者なり役場なり大変難儀をするというのはわかります。

1点聞きたいんですが、今新しい除雪センターを元光生園の下のほうにつくりました。あれには6台収容しますね。6台入る車庫ですね。8台入る車庫。それでもう完成したわけなんですけれども、私ずっと、あそこ毎日通っているんだけど、シャッターはあけっ放し。機械がブルドーザー2、ロータリ2、入っていますけれども、その機械だけじゃなくて、例えば何か消雪材みたいなものからポールやら何かあるんだけどシャッターあけっ放しで、いかにも要らないものを飾っているみたい。あのロータリを交換するんですか。その辺どんな考えか。

そして、例えば8台置けばまだ足りない部分あるわけですから、どういう計画でいくのか、再度お聞きしたい。

地域整備課長 今回、昨年度新しく木友に新築しました除雪センターについては、まず8台入っております。そして、旧木友の除雪センターに関しましては、今年度間もなく解体工事を発注いたします。

今、入っている機械については予備車でございます。あとはシャッターであります。壊れておまして閉まらない状態になっております。早急に本当は直せばいいことだと思いますが、解体工事を間もなく発注するものですから、そのような形にしておりました。なお、中に入っております融雪剤とかいろいろありますので、そういうものに関しては至急別なところに移動して対処したいと思います。以上でございます。

8番 そうだろうなと感じてはいるんだけど、町民の方々から、あんた議員だろうと、あれ何やってるんだ。例えば、夜通るとライトの光が反射してさも、中に誰かいるような妄想も起きるんです。そういうところからも、恐らく女性のドライバーの町民が、何であんなことやっているんだという不安がっている面もあるので、例えば解体して新しくするんだよと、あそこは道路改良で県でやるんだよという説明はしているんですが、今言ったようなことでできれば早急をお願いしたい。

そして8台入るとなると、例えば堀内はセンターのビニールの車庫だな。あのままでいくの

か、計画では立てるような計画もあるんだけど、そこら辺聞かれれば答えなきゃならないのでお願いしたいと思います。

地域整備課長 済みません。ただいまのご質問でございますが、今年度堀内地区と舟形地区にこの後の2台入る格納庫建設予定であります。そちらも入札やら設計の段取りをしております、早急にやりたいなと思っております。

センターにございましたパイプ車庫であります、それらについても町の持ち物でございますので、引き続き有効利用したいと考えております。木友の古い車庫につきましては、外から見ても格好悪くないようにビニールシート等で養生しながら対処、まずは解体までしたいと思えます。以上でございます。

7番 それでは、指名競争入札ということで何社指名の落札率何ぼであったのか、そこら辺のところを質問いたします。

地域整備課長 業者については2社でございます。落札率につきましては97.39%でございます。以上です。

7番 2社しかいなかったのかなという気がするんですが、例えばこういったロータリを納車した業者については、この機種に関してのアフター整備というんですか、整備はまるきり別の会社に頼むものなんですか。それとも、こういう落札はさまざま毎年更新していくわけですけども、優先的にこういった落札業者に整備なりなんなりを委託するような形になるのか。そこら辺のところを売りっ放しなのか、その辺のところを質問いたします。

地域整備課長 納入後の整備でございますが、引き続きメーカー、納入された業者さんが主な、主要となる機械の点検は行います。ただ、塗装とか簡易的な整備についてはメーカー直属の業者でなくてもできますので、そういうものに関しては町内の業者もできるものがありますので、そういうものはお願いしているところもでございます。以上でございます。

7番 そうしますと、今回の車両については寒河江重車両さんがアフターメンテナンスもある程度行くと。毎年なり数年置きなりに必ず更新が行われるわけですけども、売ったメーカー全社が別々に車両を担当して、今現在それではメンテナンスを行っているという現状があるんですか。質問いたします。

地域整備課長 今、佐藤議員言われたとおり、メーカー直属の業者が主な整備をしております。寒河江重車両につきましては直接につきましては国内で2社しかございませんので、メーカーとしては日本除雪機、新潟トランスという2社がございます。今回、寒河江重車両さんが受注したのは日本除雪機、HTRと呼んでいるんですが、そっちでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結について

議長 日程第 議案第42号 小型動力ポンプつき消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

危機管理室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第1号 町長が専決処分することができる事項の制定について

議長 日程第2 発議第1号 町長が専決処分することができる事項の制定についてを審議いたします。提案理由の説明を求めます。

8番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 額に関してもパーセンテージに関しても、私はこの数字に関しては不服はございません。ただ、質問いたしましたのは数字が問題なのではなくて、執行部のそういう体制自体に多少問題があるのではないかという自分の思いがあるものですから、これを決めるに当たって執行部ではどう考えているのか。私が今から質問する部分に関してどう考えているのかという

ことについて質問いたします。

そもそも、こういう問題が起きてきた、決めなければならなくなったということについては課長なり課長補佐なりその上司である者が、部下に対してそういう問題は議会にかけなければならぬだよという認識がなかったから、こういった問題が起きてきた、こういったことを決めなければならなくなったと、私は考えております。

そこで、ここ数年でこういった案件がまず2件出てきたわけだから、町執行部の中で議会に対しての議決要件、承認要件なり、そういったもの、何があるのかとか、そういった課長会議等の話し合いを行ってきたものなのか。していないとすればするという意思があるのかどうか。そこら辺のところを質問したいと思います。

議長 町長の意見を求めます。

町長 このたび、議員発議により町長が専決処分することができる事項の指定をいただき、発議をいただきましたけれども、1つはやはり教育委員会の工事の問題については、やはり担当を含めその上司についても、その内容を知らなかったというのが一番の問題でございまして、そういったものについてもう一度やはりしっかりと自治法上、さらに条例のことを周知していただくようなことで考えております。

基本的には、既にわかっているものだという事の中で事務を進めておりましたので、そういった形になっているのかなと思います。特に、事業課以外の方については工事を担当することがまれであったために、そのような形になってしまったのだと思いますし、別の賠償系の問題については、慣例上ずっとそのようにやってきたということがあったものですから、それについても改めてやはり問題を深く追求してこなかったということもございまして、あわせまして、もう一度原点に立ち返りまして、職員の課長会議ももちろんでございしますが、職員のそういった問題点についての教育を、しっかりと今後は進めていきたいと思っております。

7番 私は、ここ数年間でこういう問題が起きてきて、町の説明に対してそういうことは言っただけで欲しくないなということが何点かありました。やはり、担当者が変わったばかりだとかなれていないとか、そういった俗に言う言いわけ的なことですね。これは4月になれば職員はやはり異動で変わって担当部署外のところに行くわけですから、その方を管理するのが上司だと思うんですよ。だから、上司の方々がそれを理解していなかったというのが1つの問題だというのが大きいと思います。それはやはり改正すべきだと。

今、町長やりますといったので、よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、さらに今回議員発議ということで、この案件はまず可決されるでしょうから、今度はその数字とかパーセンテージの中でまた起こりましたよという事案は、ないものだと私は考えております。ですから、次に、今まで説明した方、こういう問題が起きたときにそういう条例がないからと

か、ほかの町村ではパーセンテージで決めていますよ的な説明を、今までしてきたわけですから、それも聞きたくないこと、2つ目の私の中の気持ちを今言うんですけれども、聞きたくないなと思っていました。その部分、なくてもちゃんとやっている市町村もちゃんとあるわけだから、今回は我々もやるという気持ちでいると思いますので、ぜひそういったことのないように、やはりこれからはしっかりともう一度勉強会なり何でもいいから開いて、議会に付すべき案件をもう一度再確認して、行政執行していただきたいなとお願いしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

議長 日程第5 議員派遣の件について議題といたします。議員派遣の内容については、議会事務局より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、省略)

議長 ただいま報告ありました議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたします。

議長 これをもちまして6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますので、お受けいたします。

町長 平成30年度第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。6月5日から3日間の日程で、報告が1件、予算の補正が2件、条例改正が2件、物件購入契約の締結が2件、合計7件の案件につきまして原案どおり可決賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

また、町長が専決できる事項について議員発議により決定いただきまして、重ねて御礼を申

申し上げます。ご決議いただきました専決事項につきましてはその責務の重大さを深く認識し、町民のため適正かつ迅速な行政運営に努めてまいりたいと思います。さらに、一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘やご提言は、真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

また、この16日・17日と23日・24日は、中総体の地区大会になります。3年間努力してきた成果を発揮され、素晴らしい結果となることを心からお祈りを申し上げます。

また、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成30年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

午後2時45分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 伊 藤 欽 一

署 名 議 員 奥 山 謙 三